

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業  
入札説明書に関する質問等への回答（第１回）

平成１９年８月１０日

鈴 鹿 市

## 入札公告に関する質問への回答

No	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
1	1	(4)		予定価格	予定価格は4月12日付けの「特定事業の選定」において、PFI事業として実施する場合の金額総額と認識してよいでしょうか。金額総額には、新設施設の設計・建設、維持管理（一部既設含む）及び金利・税金など、PFI事業を実施する為に必要な金額を一式含んだものと認識してよろしいでしょうか。	当該予定価格は、SPCとの契約についてのものであり、特定事業の選定時の、PFI事業として実施する場合の総額は、アドバイザー業務や税込調整が含まれることから異なります。なお、予定価格には、新設施設の設計・建設、既存施設の改修、維持管理・運営（一部既設含む）及び金利・税金・利益などSPCが業務を実施するために要する費用が含まれます。
2	1	(4)			事業予算についての総額は御教示頂きましたが、その内訳を開示願えないでしょうか。	内訳については提示しません。

## 入札説明書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
3	3	II	3	(2) 1)	不燃・粗大ごみ処理施設	事業期間において、不燃処理施設と容器処理施設の維持運営期間が1年間ずれていますが、その理由をご教示ください。	市の処理計画により、早期にプラスチック容器包装廃棄物の資源化に取り組むためです。
4	3	II	3	(2) 3)	・維持管理・運営期間	既設処分場は平成23年4月以降PFI事業者が担当しますが、市殿はどのように引き継いで頂けるのか、ご教示ください。	業務に支障のないよう必要な日数を確保し、運転方法、住民対応、維持管理方法等について引継ぎを行います。
5	3	II	3	(2) 3)	・維持管理・運営期間	施設と既存施設の一部健全性が保たれるとはどの状態を指すのですか?仮に既設処分場の廃止に関するものについては、PFI事業者は設計・建設は実施していない為、廃止のリスクは取れないと考えています。維持管理の部分に限定すべきであると考えます。	維持管理・運営に必要な機能が確保されていることを示します。
6	3	II	3	(2) 3)	・維持管理・運営期間	市と事業者が合意に達するとは、どのような場合でしょうか。具体的にご教示ください。	業務の内容と金額の両者が考えられますが、現時点で具体的な条件は想定していません。
7	3	II	3	(2) 3)	・維持管理・運営期間	事業期間において、最終処分場の維持管理・運営期間が「既設分が3年間、新設分15年間」とあります。埋立終了後の管理を2年間行いますが、事業後の運営とのリンクはどの様にお考えですか。	15年間の運営後に新設最終処分場に残容量があった場合、市は埋立を継続しますので、事業者と、維持管理・運営期間を延長するか、契約を終了するか協議を行います。
8	3	II	3	(3) 2)	施設の建設工事	施設の移管業務は具体的に何を行う業務でしょうか。具体的にご教示ください。	施設の所有権の移転と市名義での登記を行うものです。具体的な内容については、事業契約書(案)別紙6を参照してください。
9	3	II	3	(3) 2) ④	その他関連業務	事業者の業務内容において、施設の建設工事における「その他の関連業務」の内容についてご教示をお願いします。	必要な調査業務や環境管理業務、交通整理等、建設工事を行う上で事業者が行うべき業務を指します。
10	3	II	3	(3) 3)	施設の維持管理・運営	施設の維持管理・運営において、施設の維持管理の区域は、西谷処分場及び既設リサイクルセンターを除く範囲と考えてよろしいでしょうか。	西谷処分場については、浸出水処理関係が維持管理・運営の対象です。既設のリサイクルセンターについては、維持管理・運営の対象外です。ただし、要求水準書 I-67に示す鈴鹿市不燃物リサイクルセンター全体に係る業務は、1期事業の範囲も含めます。
11	4	II	3	(5) 1)		元金と利息を区別せずに元利合計を「割賦料」としているのでしょうか?もし元金部分のみということであれば、利息についても記載願います。利息を別途としなければこれでは通常消費税対象外の利息部分にまで消費税が課せられることとなります。また、提案金利と実際の金利が異なりますので、将来再計算する場合の根拠を明確にする意味からも、元金と金利を区別しておくべきではないでしょうか。ご再考願います。	入札説明書(22ページ)等に表示しているとおり割賦料は、元本と金利から構成されます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
12	4	Ⅱ	3	(5) 3)		資源化業務で売買代金は市が管理することになりますが、売却が可能な資源とは、どのようなものでしょうか。	リサイクルセンターで計画している資源物以外の有価物であり、事業者の提案に委ねます。
13	5	Ⅱ	3	(6)	土地の権利形態	土地の権利形態において、市有地及び民有地境界をご提示願います。	事業用地内に市有地と民有地が存在しますが、使用権原は市の責任で確保します。
14	5	Ⅱ	3	(6)	土地の権利形態	土地所有者との間で土地利用における条件及び契約終了時の引き渡しについて条件があればお示し下さい。	要求水準書に示す事項以外に事業者が行うべきことは特にありません。
15	5	Ⅲ			事業者募集等のスケジュール	第二回の質問受付開始は、第一回の質問回答後即日としていただければ幸いです。(多数の質問が寄せられた場合を想定すると、その方が効率的ではないかと考える次第です。)	入札説明書に示したとおりとします。
16	6	Ⅳ	1	(1) 2)		入札参加者の構成員の変更は認められないとしていますがやむを得ない事由とは具体的に何を想定すれば良いですか。	代表企業の変更は一切認められません。他の構成員については、代表企業が知り得ない理由により事業参画ができなくなった場合においては、協議の対象になります。
17	6	Ⅳ	1	(1) 4)		SPCに対して地元企業が出資をできない場合、協力企業として参加を考慮しておりますが、落札者決定基準のP.7の地域社会への貢献に合致しますか。	協力企業など構成員以外での地元企業の活用、連携についても評価の対象となります。
18	6	Ⅳ	1	(2) 4)		建設企業の参加資格要件として①～⑥が提示されています。建設企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよいこととなっていますが、これは①～⑥の全てに該当しますか。	建設企業の参加資格要件のうち、①と③については、全ての建設企業が満たす必要があることと変更します。したがって、②、④、⑤、⑥については、いずれかの建設企業が満たしていればよいこととなります。
19	7	Ⅳ	1	(2) 5)		運営企業においては、入札参加有資格者名簿に登録されてなくてもよいのでしょうか。	運営企業の参加資格要件に、鈴鹿市の入札参加有資格者名簿の希望種目セ2(施設運転保守管理)に登録されていることを追加します。なお、8月20日(月)に物件関係の平成18・19年度入札参加資格審査申請(指名願)の随時登録の受付を行いますので、登録のない企業が運営企業として事業参加する場合は申請してください。
20	7	Ⅳ	1	(2) 5) ②		運営企業の管理実績について、「管理」の位置づけを御教示ください。例えば、ある自治体と年間で運営委託契約を結び、作業員の派遣のみを行う契約も該当するのでしょうか。それとも包括的に、設備の補修・点検、作業員の派遣等を含めた運営委託を意味するのでしょうか。	単年度契約及び包括契約に限らず、運転実績を指します。ただし、設備の補修、点検のみの派遣は含みません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
21	8	IV	1	(4)	参加資格の確認	7/13の説明会で、協力会社としての下請けも、指名停止業者は請け負えないと聞きましたが、それはどの時点で指名停止だとためなのでしょう。市と契約締結後の実施設計作業段階で、下請先を決めることが多いので、その時期であれば使用可能でしょうか。御教示ください。	参加資格確認日(8月29日現在)で指名停止を受けている企業については参加できません。また、下請けについては、事業契約締結後に下請発注しようとする段階で資格停止を受けていなければ可能とします。
22	9	IV	2	(5)	著作権	公表は法的に必要な場合に限り、公表範囲も必要なものに限るという解釈で宜しいでしょうか。また、公表に際しては、事前のご確認を戴きたくお願いいたします。	公表は必要な範囲のみとしますが、必ずしも法的に必要な場合に限りません。なお、事業者のノウハウに関する部分について公表する場合は、事前確認します。
23	9	IV	2	(8)	本事業に係る額の公表	・税抜き価格の税とは消費税の意味と解釈して宜しいでしょうか。 ・また将来、金利上昇及び物価上昇等の要因で、債務負担行為設定済の価格を超過する事態となった場合の措置はどうなりますでしょうか。	・消費税及び地方消費税です。 ・金利上昇及び物価上昇を要因として、債務負担行為設定金額を越えることはありません。
24	9	IV	2	(8)	本事業に係る額の公表	この入札予定価格は、市の税金等収入を減じた額の現在価値(割引率4%)でしょうか。(落札者決定基準P.7(2)①を参考にした質問です。)	実際に支払う名目金額です。
25	15	IV	2	(11) 2) ③ ウ)	・埋立容量が確認できる資料	左記資料とは、平面図、縦横断面に基づく計算書でよろしいか?	ご質問のとおりです。
26	15	IV	2	(11) 2) ③ ウ)	・しゃ水工の性能が確認できる資料	左記資料とは、しゃ水シート製造業者の発行する試験表でよろしいか?	ご質問のとおりです。
27	19	VI	3	(1) 1)	施設規模	不燃・粗大ごみ処理系統、ペットボトル処理系統、有害処理ごみ処理系統において、施設の日量を超える場合、残業が稼働日を増やすことで対応することで対応すれば、いいのでしょうか。	できる限り当日中(17時15分まで)に処理することを優先します。ただし、やむを得ない場合は協議します。
28	19	VI	3	(1) 2)	対象廃棄物	廃棄物の受け入れに際し、対象でないごみ類が入っていた時の対応はどのようにしますか?拒否することで引き取りもらう権限を有していますか?万一、トラブルになった場合は、市殿も調整頂けるのでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。万一トラブルとなった場合は市も関与します。
29	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	浸出水処理施設の規模に対して現状ほどの程度の設備稼働状況であるかご教示ください。浸出水の帳票データを公開頂きたいと思っております。現状の処理量は、施設に対して何割程度かご教示ください。	事前調査報告書の「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター最終処分地施設(浸出水処理施設)精密機能検査報告書」を参照願います。平成18年11月以降の実績は、別紙1を参照ください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
30	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	既設最終処分場での設計・建設は市殿が担当しており、PFI事業者は決められた運用基準に基づき維持管理を行うものでシートの破断などの事象が発生した場合のリスクは全て市殿の担当と認識しています。PFI側は、施設の瑕疵について何も知らないまま担当することになり、応ずることができないものと考えています。既設最終処分場の設計・建設上のリスクは、市の担当するリスクと考えております。	原則として市が負担しますが、シートの破断などの事象が発生した原因が維持管理にある場合は、事業者の責任となります。
31	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	水処理リーフレットには焼却灰が入っているような説明があります。既設処分場の埋立対象物に焼却灰は入っていませんか。	既存の最終処分場は焼却残渣も埋立対象物としており、リーフレット作成時には、焼却灰を埋め立てていましたが、現在は埋め立てておりません。
32	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	既設処分場に焼却灰が埋め立てられている場合、何年まで何m3、何t埋め立てられていますか。	平成14年度まで、西谷に66,443t、34,602m3、中谷に2,844t、1,481m3を埋め立てています。
33	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	現地見学会にて、遮水工が大気曝露され、遮光マットが敷設されていない状況を拝見しました。平成10年の維持管理基準にどのように対応されていますか。	遮光マットは敷設されています。
34	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	今後提案の中で遮光マットを敷設する必要があるのか、その必要面積を教えてください。	遮光マットの敷設は必要ありません。
35	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	焼却灰の埋め立てにより、現プロセス(Ca対策なし)のスケーリング、窒素除去等の処理機能に不具合はありませんでしたか。	不具合はありません。
36	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	焼却灰の埋め立てにより、現プロセス(Ca対策なし)のスケーリング、窒素除去等の処理機能の現状はいかがですか。	問題はありません。
37	21	VI	3	(4)	既設最終処分場	原水水質のカルシウム濃度、塩化物イオン濃度、電気伝導率を測定されておられれば経年変化がわかるように教えてください。	塩化物イオン濃度については測定しています。カルシウム濃度、電気伝導率については行っていません。別紙2を参照してください。
38	21	VI	6	(1)	市の支払額	提案書における建設一時支払金額の根拠となる交付金基準を示していただきたくお願いいたします。	以下のホームページを参照してください。 <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu.html</a>
39	22	VI	6	(1)	市の支払額	当社は15年物にもなりますと、スワップレートは相当高くなるという認識を持っておりませんが、その点を充分ご検討された上で、金利見直しをせずに固定金利による契約を選択されたものと解釈して宜しいでしょうか。	15年間であれば、金利変動リスクを事業者負担とすることができると判断したものです。
40	22	VI	6	(1)	市の支払額	「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の申請について、市はPFI事業への指導を行っていただけると考えてよいですか?補助金の申請については、市殿の担当であり、PFI側は市からの指導の基に申請書類の一部を担当するものであり、減額の責任を事業者に全て負担させるのは、難しいと考えています。	市の指導の下、事業者は関連機関との協議支援を含め、書類作成など手続き等の支援を行うものとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
41	23	VI	6	(1) 2)	維持管理・運営期間の維持管理費	・維持管理・運営期間の維持管理費において、変動料金・固定料金については、P-25表「将来の推定値」を基本として考えればよろしいでしょうか。 ・また、災害等にて発生すると予想される大量のゴミについては、どの様に対処すればよいですか。	・ご質問のとおりです。  ・原則として、将来推計値との乖離があっても、提案の変動料金・固定料金にて業務を実施していただくこととなります。また、市と協議のうえ、三重県災害等廃棄物処理応援協定等に基づき対処します。
42	25	VI	6	(1)	表 搬入廃棄物の将来推計値	搬入廃棄物の量が推計値を大きく超えた場合、提案内容で処理できなくなった時には別途増設を計画されるのですか？	現時点では想定しておりませんが、推計値の大きく超える要因が、制度上の変更等により、将来に渡る場合や長期的な大きな処理量の増加がある場合は、増設を含めた対応を検討する必要があると考えます。
43	27	VI	6	(1) 4)	資源化物の売却インセンティブ	資源物以外の有価物とは具体的に何を想定されていますか？	事業者の提案に委ねます。
44	27	VI	6	(1) 4)	資源化物の売却インセンティブ	資源物の売却益について、事業者側への50%のインセンティブは、計画段階では収支外として計画した方がよいのでしょうか。	提案に際してこの収入は見込まないでください。
45	27	VI	6	(3)	保険	第三者賠償保険への加入は、現地での施工期間について付保することでしょうか。	建設工事着工日から市への移管日までです。
46	27	VI	6	(4)	財政上及び金融上の措置	市は努力することとしているが、具体的に何を想定していますか。	データの提供、必要な書類の発行など可能な範囲で協力します。
47	27	VI	6	(4)	財政上及び金融上の措置	「・・・交付金を受ける予定である。」としていますが、受けない場合もあるということでしょうか。その場合、施設整備費全額を割賦料とする必要があります。それを考慮して融資金額の限度設定をすることになりますと、融資限度額に比例してコミットメントフィーの負担が大きくなりますので、交付金金額を契約時点で確定できるようにお取り計らいいただけませんかでしょうか。	確定することはできません。入札説明書等に示したとおりとします。
48	28	VII	1		事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	協議が整わない場合、特定事業契約中に規定する具体的措置とはどのような内容を規定する予定でしょうか。	事業契約書(案)を参照してください。
49	28	VII	1		事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	協議が整わない場合、特定事業契約中に規定する具体的措置とは市殿が規定されるものでしょうか。市殿と事業者間で取り決めたものでなければそのまま受けることはできないと考えています。	事業契約書(案)を参照してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
50	28	VII	2	(2) 2)	事業の継続が困難となった場合	「市は、事業者が生じた損害を賠償することができる。」としていますが、「市は、……しなければならぬ。」と解釈してよろしいでしょうか？	「1)の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、事業者は、事業者が生じた損害を市に請求することができるものとする。」に修正します。
51	29	VII	3		市による本実施状況の整理	市が委託料の減額を決める際に一方的に決定するのではなく、事業者との協議の機会を設けて頂きたいと考えています。また、市が提示する是正期間内について具体的に提示頂きたいと思います。	事業契約書(案)別紙9に示すとおり協議会を開催する機会があります。ただし、是正期間については、内容によっては市が決定する場合があります。
52	29	VII	3	(2)	支払の減額等	「主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。」としていますが、より厳格な判断基準が事業契約書別紙9に従うものと解釈してよろしいでしょうか？	減額等の手続きは、事業契約書(案)別紙9に示すとおりとします。
53	29	VII	5		支払手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務完了届け」というのはどのようなものでしょうか。何の業務でしょうか。</li> <li>・「履行確認書」とは何のことでしょうか。</li> <li>・少なくとも、割賦代金については、定期的に支払われるべきものではないでしょうか。</li> <li>・いずれにしても、より具体的な事業契約書第7章の規定に従うものと理解して宜しいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運營業務について、月次搬入・搬出管理結果報告書に基づき、当該半期における廃棄物の処理及び埋立の作業量に係る事業者の実績について記載したものです。</li> <li>・業務完了届について市が確認したことを通知する文書です。</li> <li>・業務完了届の受領後30日以内に支払います。</li> </ul> <p>・ご質問のとおりです。</p>
54	30	VIII	1		契約手続	「契約保証金は、契約金額の10%」ということですが、契約金額は建設費のことと解釈して宜しいでしょうか。また、契約保証金は建設期間のみを対象とするものと理解して宜しいでしょうか。	契約保証金は、契約金額の総額の10%であり、預かり期間は全契約期間となります。ただし、入札説明書に示す付保等により納付が免除されます。
55	31	表	リスク分擔表(案)	共通	契約締結リスク	事業者分擔は△となっていますが、どの場合を想定されているのでしょうか？	事業契約書について議会の承認が得られない場合を想定しています。
56	31	表	リスク分擔表(案)	共通	税制度変更リスク	税制度変更に関して、「消費税の税率変更」及び「外形標準課税」の適用については、鈴鹿市殿のリスク負担と解釈して宜しいでしょうか。	消費税について、市は消費税法に基づき支払います。税率が上昇した場合に、事業者の負担が増大することは想定していません。外形標準課税については、その内容に応じて協議、決定しますが、新たに賦課されるものは市負担となります。課税額の算出方法の変更であれば、本事業に直接関係するもの以外は事業者負担となります。
57	31	表	リスク分擔表(案)	共通	許認可遅延リスク	市殿にて取得する許認可についても項目を設けて頂き、リスク負担の定義をお願い致します。	市のみによって取得する許認可は現時点で想定していません。必要があれば市の責任で取得します。
58	31	表	リスク分擔表(案)	共通	資金調達リスク	固定金利での調達との回答ですが、通常10年以上の手当てを行うこと困難です。5年単位での金利見直しで、市殿にもリスクを負担頂きたいと考えます。	入札説明書に示したとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
59	31	表	リスク分担表(案)	共通	資金調達リスク	資金調達リスクの「交付金の見込み違いによるもの」について、事業者の提案時のミスによるものについては事業者がリスクを負担することになりますが、具体的に事業者がどのような形でリスクを負担することになるのでしょうか。よもや、見込み違いで減額された交付金分だけ建設費が支払われないというようなことは無いものと理解しますが如何でしょうか。また、具体的に事業者の提案にどのようなミスがあることを想定されているのでしょうか。	循環型社会形成推進交付金要綱の定めと異なる算出(交付対象事業内外の判断、交付限度額の算出式)を行ったことにより、実際の交付額が減じた場合は、伴って建設一時支払金を減額します。
60	31	表	リスク分担表(案)	共通	不可抗力リスク	不可抗力リスクの事業者負担はどのような事態で想定しているのでしょうか。また、事業者は、一定の割合もしくは一定額を負担するとありますが、どの程度なのか御教示ください。	例えば、地震による施設の損傷を補修するための追加費用が該当します。このような追加費用について、事業者は、設計・建設期間で累計100万円、維持管理・運営期間で毎年度累計100万円まで負担することとなります。
61	31	表	リスク分担表(案)	設計・建設段階	費用増大リスク	全て事業者側となっていますが、市に起因する費用については市の負担と考えます。従って、市殿にも○印がつくと考えます。	リスク分担表(案)は、上段で説明しているとおり、明らかに市に責任がある場合を除いて作成しています。
62	31	表	リスク分担表(案)	運営段階	受入廃棄物の品質リスク	同、運営段階の受入廃棄物の品質リスクにおける事業者負担として、実施すべき確認を怠っていた場合とはどういう事態を想定しているのでしょうか。	事業者が自らの提案等に基づき作成する運営マニュアルに従うとともに、善良な管理者の注意義務を尽くしている限り、事業者の責任はありません。
63	31	表	リスク分担表(案)	運営段階	受入廃棄物の量の変動リスク	事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならないとしますが、市側で提示頂いた推定値が大きく変動した場合は、市殿に責があると思料します。	搬入廃棄物の将来推計値は、保証値ではなく推計値として提示したものであり、乖離が生じた場合であっても市は責任を負いません。乖離が生じた場合でも業務遂行可能なように固定料金、変動料金単価を提案してください。
64	31	表	リスク分担表(案)	運営段階	受入廃棄物の量の変動リスク	同、運営段階の受入廃棄物の量の変動リスクにおける事業者負担として、どのような事態で事業者負担が生じるのか御教示ください。	廃棄物の量の変動により、事業者の収入と支出が変動するため、最終的な事業者の利益も変動する場合がありますと考えます。当初想定していた利益が減じることのリスクを想定しています。

## 要求水準書に関する質問等への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
65	I-2	第1章	第3節	1.3.5	事業内容	事業者が行う業務範囲として、生活環境影響調査とありますが具体的にどの時期に実施することをお考えなのか御教示ください。	事業の進捗に支障のないよう、事業者の提案に委ねます。
66	I-4	第1章	第4節	表1-1		受入・搬出の各ストック量について、民間に全て任せるのか御教示ください。	要求水準書を満たす上で事業者の提案に委ねます。
67	I-5	第1章	第5節	1.5.2.1	処理対象物	原付バイク、単車、車両等の表現がありますが、受入対象は、50ccまでと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
68	I-12	第2章	第1節	2.1.2 ②		工事用車両の出入り口は西側道路の環状線を利用し北側から利用するのでしょうか。また、極力平面交差のない動線とは、一方通行の計画とするのでしょうか。	工事用車両の搬出入ルートは別紙3に示すとおりです。極力平面交差のない動線とは、極力交差点が少ない動線です。
69	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑦		設計の基本条件において、施設見学者への対応における見学の自動化について具体的に、ご教示ください。(安全面で不安が思うわれます)	事業者の提案に委ねますが、見学者説明装置及び案内装置における自動化を想定しています。
70	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の基本条件における「既存の管理棟以外の施設の有効利用」について、プラント施設の撤去は市側で行っていただけますか。</li> <li>また、西谷処分場跡地及び中谷処分場跡地の利用についての提案は可能でしょうか。</li> <li>その場合、様式集の何号様式で提案すればいいですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラント施設の撤去はご質問のとおりです。</li> <li>提案は可能です。ただし、提案が認められない場合にあっても事業が可能であることが前提となります。</li> <li>提案様式は提案内容によります。</li> </ul>
71	I-13	第2章	第1節	2.1.3 ①		建設の基本条件内の「土曜日の作業」について、重機を使用しない作業については作業可能としていいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
72	I-14	第2章	第1節	2.1.3 ⑮		建設の基本条件において、市が地元市民と締結した工事協定書が建設コストその他に影響をもつ場合には、市の負担と理解すればよいですか。	ご質問のとおりです。
73	I-14	第2章	第1節	2.1.3 ⑱		建設の基本条件において、工事に使用する電力や上水等についてはセンターでの余力電力や上水等を利用できるのでしょうか。その場合費用については、事業者が負担するとの理解でよいでしょうか。	全て事業者にて確保してください。
74	I-17	第2章	第1節	2.1.9.2	施工計画書	施工計画書において、品質管理及び出来形管理は、鈴鹿市が使用している仕様書でいいですか。	ご質問のとおりです。
75	I-19	第2章	第1節	表2-1 1 (1)	ごみ分析法	ごみ分析法の内容が記載されていますが、処理能力の試験にごみ分析は必要でしょうかご教示下さい。	性能を確認できることを前提に提案に委ねます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
76	I-19	第2章	第1節	表2-1 2 2) ①	容器包装プラスチック処理系統	収集されるプラスチック類に含まれる異物(汚れ付着物を含む)等が10%未満であると考えてよいか？	容器包装プラスチックの回収率に関する質問と解しますが、回収率は異物を除いたものに対して90%以上です。
77	I-19	第2章	第1節	表2-1 2 2) ①	容器包装プラスチック処理系統	現在収集に使用されている鈴鹿市認定袋は、容器包装プラスチックの分別回収時以降も使用されるか？	鈴鹿市認定ごみ袋の変更は予定しておりません。現状のプラスチックごみの認定袋を、表記を変えて使用します。
78	I-19	第2章	第1節	表2-1 2 2) ①	容器包装プラスチック処理系統	鈴鹿市回収袋は容り法上異物となりますが、回収する袋の種類は異物とならないような袋で排出収集していただくよう啓蒙活動を貴市で実施していただきたい。	ご質問のようなごみ袋についての啓発は行いませんが、異物の混入についての啓発活動は実施する予定です。
79	I-19	第2章	第1節	表2-1 2 2) ①	容器包装プラスチック処理系統	容器包装プラスチック類の回収車両の種類及び荷下ろし時の荷姿(小袋の状態を詳細に)についてお示し下さい。	現在、プラスチックごみの収集に使用しているパッカー車を使用します。荷姿はパッカー車による圧縮状態になります。
80	I-20	第2章	第1節	表2-1 3	保証値	破碎ごみの最大寸法は「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」に記載されているように「施設に投入するごみ量の85%以上を150mm以下」と考えてよろしいでしょうかご教示ください。	ご質問のとおりです。
81	I-20	第2章	第1節	表2-1 3 (1) ①	サンプリング場所	①サンプリング場所 ヤードと記載されていますが何処のヤードかご教示ください。	粗大ごみ受入ヤード及び不燃ごみ貯留装置が対象となります。
82	I-20	第2章	第1節	表2-1 3 (1) ②	測定頻度	「1時間ごとに6検体のサンプリングを行う」と記載されていますが、6検体のサンプリング場所はおのおの異なる場所ですか又は同じ場所ですかご教示ください。	性能確認時の市の指示によるものとします。
83	I-20	第2章	第1節	表2-1 3 (1) ②	測定頻度	サンプリング6検体とは、運転開始直後に1回と一時間毎に計5回と考えてよろしいでしょうか。	性能確認時の市の指示によるものとします。
84	I-20	第2章	第1節	表2-1 4	減容固化能力	処理能力(重量)は不燃・粗大ごみ処理系統の硬質・軟質プラスチック全量と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
85	I-20	第2章	第1節	表2-1 4	減容固化能力	減容固化機入口、出口での性状確認では何を確認するのでしょうか。	性能確認時の市の指示によるものとします。
86	I-20	第2章	第1節	表2-1 4	減容固化能力	サンプリング6検体とは、運転開始直後に1回と一時間毎に計5回と考えてよろしいでしょうか。また、I-19施設処理能力の項との関連があるのでしょうか。	性能確認時の市の指示によるものとします。I-19施設処理能力との関連はありません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
87	I-20	第2章	第1節	表2-1 5	圧縮梱包能力	減容固化機入口、出口での性状確認では何を確認するのでしょうか。	性能確認時の市の指示によるものとします。
88	I-20	第2章	第1節	表2-1 5	圧縮梱包能力	サンプリング6検体とは、運転開始直後に1回と一時間毎に計5回と考えるとよろしいでしょうか。また、I-19施設処理能力の項との関連があるのでしょうか。	性能確認時の市の指示によるものとします。I-19施設処理能力との関連はありません。
89	I-20	第2章	第1節	表2-1 9 (2)	測定回数	「同一測定点につき2時間ごとに4回以上とする」と記載されていますが、2時間ごとに1回、計4回以上測定すると解釈してよいですかご教示ください。	各測定箇所について、2時間ごとに1回以上、計4回以上測定するものです。
90	I-24	第2章	第2節	2.2.3 ②	車両動線計画	車両導線計画において、市収集搬入車両と市民直接搬入車両の計量器は2機必要ですか。また、搬入車両と見学車両との交差がないようにする計画とは見学者出入り口は北側に設けるといことでしょうか。ご教示ください。	台数は、要求水準書に示す3基以上の条件の下、事業者の提案に委ねます。動線は、要求水準書に示す極力平面交差をなくすという条件の下、事業者の提案に委ねます。ただし、敷地への出入口は南側出入口のみとします。
91	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 2)	市収集不燃ごみ投入装置	「不燃ごみ一時貯留・確認ヤードに貯留され、確認・分別が行われた廃棄物を不燃ごみ貯留装置(…)に投入するもの」と記載されています、この投入装置をショベルローダー等移動式投入装置と考えるとよいでしょうかご教示ください。	移動式投入装置は認めません。定置式の投入装置とします。
92	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 2)	市収集不燃ごみ投入装置	ショベルローダー等移動式投入装置と考えるとよろしいでしょうか。	移動式投入装置は認めません。定置式の投入装置とします。
93	I-47	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 8)	不燃ごみ貯留装置	本装置を貯留ヤード方式で考えた場合、積上げ高さは何mまで許容できるかご教示ください。	2.0mを上限とします。
94	I-48	第2章	第2節	2.2.5.3 (2) 1) ④	爆発防止対策	「必要により蒸気等の注入による酸素濃度の低下対策を行う」とありますが、蒸気防爆以外の方法で有効な方法を提案してもよいでしょうかご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
95	I-49	第2章	第2節	2.2.5.3 (2) 2) ⑤	爆発防止対策	「蒸気等の注入による酸素濃度の低下対策を行う」とありますが、蒸気防爆以外の方法で有効な方法を提案してもよいでしょうかご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
96	I-51	第2章	第2節	2.2.5.3 (4) 1)	貯留ヤード	各選別回収した金属類はプレス処理して貯留する方法で考えるとよいでしょうかご教示下さい。	資源化業者の引き取り条件が厳しくなるため、不可とします。
97	I-52	第2章	第2節	2.2.5.4 (1) 2)	破碎機等	後段での選別に支障がない場合において、破碎機を破袋機に読み替えてもよいでしょうかご教示ください。	事業者の提案に委ねます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
98	I-59	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	破砕選別施設の定期点検のために施設を停止した場合、停止期間中に受け入れた一般廃棄物を事業者の負担において民間業者に破砕処理を委託することができるかお示し下さい。	原則として、計画施設にて保管・処理するものとします。ただし、計画施設で保管・処理できない場合は、市と協議することとします。
99	I-59	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	一般廃棄物を民間業者に処理委託する場合、受入先の市町村に対し、貴市が排出者となって協議を行い、廃掃法の規定による通知を発行していただくこととなりますが、積極的に対応していただくことが可能でしょうか。	事業者からの民間処理施設への委託は想定していません。ただし、何らかの理由により、市が民間処理施設に委託する必要がある場合には、市が委託します。
100	I-59	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	入札参加資格合格後、既存の水処理施設の性能について詳細を確認するため、管理書類の閲覧、現場確認等を行っても良いか。行っても良い場合は、制約内容についてお示し下さい。	日を設定しますので、希望者は連絡ください。なお、書類の閲覧については、市で用意したもののみとします。
101	I-67	第3章	第2節	3.2.8.1	業務引継	引継業務の詳細をお示し下さい。(リサイクルセンター、最終処分場の維持管理・運営業務の両方)	業務に支障のないよう必要な日数を確保し、運転方法、住民対応、維持管理方法等について引継ぎを行います。
102	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ①	警備業務	1期事業範囲の警備について、既存のリサイクル施設、計量器、管理棟はそのままの状態が残すのか。解体するのか。どちらかお示し下さい。	管理棟については、現在の状態で残します。既存のリサイクル施設、計量機については、当面は解体せずにそのままの状態を残すことを考えています。また、リサイクル施設内の機械・設備類に関しても将来的には解体撤去をする予定です。
103	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ①	警備業務	既存ごみ処理施設計量器、管理棟が契約期間中存在する場合、建物内部の警備及び管理は業務対象に入るか否かお示し下さい。また、免責事例をお示し下さい。	既存ごみ処理施設計量機、管理棟内部の警備及び管理は、業務の対象外です。
104	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ①	警備業務	1期事業範囲の既存施設全般は事業者が使用することが可能かどうか、また、制約事項がありましたらお示し下さい。	既存施設は、管理棟及び計量機を除き、有効利用が可能です。No.70も参照して下さい。
105	II-4	第1章	第5節	1.5.1	本事業で建設する施設の基本条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立容量約90000m<sup>3</sup>は、廃棄物容量として即日覆土、中間覆土、最終覆土は含まないものとする記載されているが、既設最終処分場において、即日覆土、中間覆土がどの様に行われていますか？</li> <li>・また、どの様な土質を使用していますか？</li> <li>・現地発生土の使用が可能ですか？</li> <li>・又、本条項は「本事業に関して」との理解でよろしいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即日覆土、中間覆土は湿地ブルドーザ(17t)にて行っております。</li> <li>・覆土には山土を使用しております。</li> <li>・現地発生土は、覆土の機能を有するものについては使用可能です。</li> <li>・本事業で建設する最終処分場に関するものです。</li> </ul>
106	II-6	第2章	第1節	2.1.2 ⑥		既設雨水排水溝の流下能力が不足する場合は、付替工事を行う事と記載されていますが、既設の雨水排水の区割図及び排水計算書を提示して戴きたい。	別紙4に示します。
107	II-6	第2章	第1節	2.1.2 ⑥		設計の基本条件において、設置される雨水排水溝の場所をご提示下さい。	別紙4に示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
108	Ⅱ-6	第2章	第1節	2.1.2 ⑦		設計の基本条件において、覆土材置き場は場内を想定されていると思いますが、建設及び運営コストに関連するため場所の特定をお願い致します。	別紙3に示します。
109	Ⅱ-7	第2章	第1節	2.1.3 ③		建設の基本条件において、測量を実施することとありますが、工事用測量としての理解でよろしいでしょうか。	事業者が必要とする測量です。
110	Ⅱ-7	第2章	第1節	2.1.3 ⑤		建設の基本条件において、予期せぬ大規模な障害物の撤去にかかる費用については、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
111	Ⅱ-8	第2章	第1節	2.1.3 ⑭		建設の基本条件において、すでに地元住民と締結している協定については開示の程をお願い致します。	現時点では、建設に関して地元住民と締結している協定はありません。
112	Ⅱ-12	第2章	第2節	2.2.2.3 ③ ⑥		<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の項目内の表5. 2-1は図5. 2-1でしょうか。</li> <li>・また、⑥の項目内の表5. 2-7については、見あたりませんのでご提示下さい。</li> <li>・また、上部保護マットの厚みについてもご教示お願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅲ編5.2資料(1)に示される表5. 2-1です。</li> <li>・同じ資料の5. 2-7を参照してください。</li> <li>・上部保護マットの厚みについては、事業者の提案に委ねます。</li> </ul>
113	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.4 ⑥		集排水設備で集水した浸出水等が自然放流できる構造とする事と記載されておりますが、新設の2期最終処分場で集水ピット・ポンプアップ後からの浸出水等が自然放流できる構造と理解してよろしいでしょうか？	ポンプアップは自然放流ではありません。
114	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.6 ③		浸出水処理施設を新規に整備する際は、既設浸出水処理施設を解体するとありますが、解体に伴う国庫補助金の返還は生じますか。また、浸出水調整池(2.2.2.7③)の解体についてはどうでしょうか。	解体に伴う補助金の返還は想定していません。
115	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.6 ③		解体に伴う国庫補助金の返還が発生する場合、その費用負担は市・SPCどちらが行いますか。また、浸出水調整池(2.2.2.7③)の解体についてはどうでしょうか。	返還は想定していませんが、仮に発生した場合は、市が負担します。
116	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.6 ③		解体に伴う国庫補助金の返還が発生する場合の費用負担について、財産処分にかかる書類作成等は市・SPCどちらが行いますか。また、浸出水調整池(2.2.2.7③)の解体についてはどうでしょうか。	返還は想定していませんが、仮に発生した場合は、市が主体となつて必要な書類を作成しますが、事業者にも協力を求める場合があります。
117	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.6 ③		解体に伴う国庫補助金の返還の発生により、SPCが費用負担する場合は、費用を算出することができる資料の提示をお願いいたします。また、浸出水調整池(2.2.2.7③)の解体についてはどうでしょうか。	返還は想定していませんが、仮に発生した場合は、市が負担します。
118	Ⅱ-14	第2章	第2節	2.2.2.7 ④ ⑤		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水調整池の④において、水張り試験のスケジュールをご教示願います。また⑤の作業に関してもスケジュールの程をご教示願います。</li> <li>・⑤の沈泥物のリスクについては、市の負担と理解していますが、よろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールは事業者の提案に委ねます。</li> <li>・沈泥の埋立処分は事業範囲です。</li> </ul>

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
119	II-14	第2章	第2節	2.2.3.2.	地下水モニタリング設備	・地下水モニタリング設備において、中谷処分場のモニタリング設備の閉鎖理由をご提示ください。また、西谷処分場も同様です。 ・尚、既設処分場のリスクについては市の負担との理解でよろしいでしょうか。	・モニタリングの位置変更については、サンプリングを容易にかつ安全に行うために計画しているものです。 ・既存処分場のリスクの負担者は、リスクの内容によります。
120	II-15	第2章	第2節	2.2.4.1	飛散防止設備及び門扉・困障設備	最終処分場外への飛散防止設備と記載されていますが、現地見学会の際の私見から外周フェンスが当該設備に該当すると理解してよろしいでしょうか？	既設の最終処分場の飛散防止設備は、事前調査報告書の図面を参照ください。新設の最終処分場の飛散防止設備は、事業者の提案に委ねます。
121	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	既存の水処理施設、最終処分場におけるトラブル履歴をお示し下さい。	水処理施設が、停止するようなトラブルは発生していません。なお、別紙5に修繕履歴を提示します。
122	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	施設全般について過去の苦情情報とその対処内容について開示してください。	廃棄物の排出区分、受入基準等についての苦情があります。
123	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	既存水処理施設の各機器の修理履歴を開示してください。	別紙5に示します。
124	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	既存の計量器を移設して使用することができますか。	計量機は、リサイクルセンター計量棟において、新たに整備してください。
125	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	過去の薬品使用量、を開示願います。	別紙6に示します。
126	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	既存の最終処分場、水処理施設の作業手順書を開示願います。	水処理施設の運転要領書(取扱説明書)をリサイクルセンターにて閲覧できます。なお、No.100の閲覧書類の一つとします。 No.100も参照してください。
127	II-17	第3章	第1節	3.1.2	維持管理・運営の基本条件	浸出水原水及び処理水の水質のみでなく、各処理工程による水質管理値と実際の水質をお示し下さい。	別紙7に示します。
128	II-20	第3章	第1節	3.2.3.1 ②		覆土に用いる材料は貴市支給か、事業者調達か、お示し下さい。	事業者調達となります。
129	II-20	第3章	第1節	3.2.3.1 ②		市が従来から使用している山土が契約期間中可能か否か、可能であれば土砂掘削場所の所在、掘削作業が事業者で実施できるか否か、土砂が無償か有償かについて詳しくお示し下さい。	覆土等については事業者調達となります。現状、鈴鹿市では、シート保護土・運搬車両(ダンプトラック)搬入路用岩砕・覆土を使用しています。シート保護土・運搬車両(ダンプトラック)搬入路用岩砕については仕様(土質)を指定した上で、1回当りの購入量に対して入札を行い、購入先を決定しています。覆土に関しても購入し、ストックしているもので対応しています。購入において、特に土質等の仕様は決めておらず、その都度土質を確認し使用を決定しています。
130	II-20	第3章	第1節	3.2.3.1 ②		新たに覆土用土砂を事業者側で確保する必要がある場合、土質、搬入経路等について具体的な要求事項をお示し下さい。	廃棄物搬入車両と同様に場内道路を使用してください。また、土質については、具体的な仕様はありませんが、覆土としての機能を有することとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
131	別紙-6	別紙5	鈴鹿市のごみ処理の流れ			破碎選別で選別されたプラスチック類の処理を埋立処分していますが、焼却処理できないでしょうか。	焼却処理はできません。
132	別紙-20	別紙11	受入基準(参考)			受入基準で、家電4品目+パソコン及び車両は、リサイクルセンターで破碎処理後、埋立とありますが専門業者引取りと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
133	全般					要求水準書、様式集内に機器仕様等ありますが、能力を満足する範囲で、メーカー独自の機器構成で考えてよろしいでしょうか。また、計画している基本フローがあれば、御教示ください。	要求水準書を満たす上で事業者の提案に委ねます。
134	全般					敷地図等、設計に必要な図面データを頂けないでしょうか。	事前調査報告書の電子データを参照ください。
135	全般					事業範囲内での使用重機、車両の明確な区分があれば御教示ください。	明確な区分はありませんので、事業者の提案に委ねます。

### 基本協定書(案)に関する質問等への回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
136	2	第6条	3		事業契約	乙は甲の請求があり次第、本事業落札金額の10パーセントに相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担すると記載されておりますが、甲が被った損害額が10パーセント相当額を下回る場合は、被損害額相当が上限となると理解してよろしいでしょうか？	本条は、違約金の定めであり、甲が被った実際の損害額にかかわらず、本項の適用がある場合には、乙には違約金として定められた金額を支払う義務が生じることとなります。
137	3	第9条			有効期間	本基本協定書は事業契約書の締結をもって終了すると理解してよろしいでしょうか。	事業契約が予定する義務の履行が終了するまで有効となります。

## 事業契約書(案)に関する質問等への回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
138	前文	5			契約保証金	「契約保証金は、契約金額の10%」ということですが、契約金額は施設整備費のことと解釈して宜しいでしょうか。また、契約保証金は建設期間のみを対象とするものと理解して宜しいでしょうか。	施設整備費に限られません。契約全体が対象となります。
139	前文	5			契約保証金	但し書き以下に規定する履行保証保険とは、事業契約書第8条第2項に規定する履行保証保険を指す、と理解してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
140	前文	5			契約保証金	履行保証保険と同等の保証契約として、公共工事の前払金保証事業会社の保証は認められますか？	ご質問のとおりです。ただし、この場合、第8条の規定を準用します。
141	5	第3条	4		本件事業の概要等	第三者についての定義をご教示下さい。事業者および構成員以外を第三者と考えてよろしいでしょうか。	本契約当事者以外の者は第三者となります。したがって、構成員も第三者となります。
142	5	第4条	2		許認可等	市の当該交付金交付申請その他手続きにおける事業者の支援・協力において、市から事業者への書面での要請をお願いします。	事業者の支援・協力の要請にあたっては、事業者において必要とされる手続を踏まえて、市は対応することを想定しています。
143	6	第4条	4		本件事業の概要等	本項に関連して、第5条における7～9項に相当する規定を設ける必要があるものと思料いたします。	原案のとおりとします。
144	6	第5条	9		生活環境影響調査	施設整備費だけでなく、運営及び維持管理費用の変更が必要になる場合も想定されるのではないのでしょうか。	ご質問のとおりです。この場合であっても、施設整備費の改定を行うことにより、追加費用を市が負担しますが、例外として、別の方法により追加費用を市が負担することを妨げるものではありません。
145	7	第6条	3	(2) ④	協議会の設置	「④その他事業者が指定する事業者の社員その他のもの」には構成員(スポンサー企業)の社員も含まれると理解して宜しいでしょうか。	構成員の社員は含まれません。構成員の社員などの事業者の役職員以外のものについては、第4項で対応して下さい。
146	9	第11条	3		本件工事中における第三者に及ぼした損害	鈴鹿市殿が支払った第三者への損害賠償金のうち、「事業者の責任に相当する額を事業者が鈴鹿市殿に支払う。」としていますが、その額の決定方法について定めておく必要があるものと思料いたします。	事業者の責任負担額の決定方法については、協議によることを想定しています。
147	12	第19条	1		工事監理者	建設における工事監理者において、工事監理者の変更の場合の手続きをご教示ください。	提案書で工事監理者を明示している場合には、提案内容の変更手続きが必要となります。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
148	12	第20条	1		工期又は工程の変更	当該協議が合理的な期間に整わない場合、又は当事者が工期又は工程の変更を拒絶した場合は、協議会の開催を行って、協議会でも協議が整わない場合は、鈴鹿市殿が合理的に工期又は工程を定めるという趣旨の内容ですが、工期又は工程は工事費用とトレードオフの関係にありますから、サービス対価の改定と絡めて議論すれば、必ず合意点が見つかるものと確信いたすところです。もし、合意ができない場合があるとすれば、それは物理的に不可能であって、鈴鹿市殿が最終決定を下していただいても、実現不可能ということにならうかと考えます。	ご意見として承ります。
149	16	第28条	1		完工確認書の発行	速やかに完工確認書の発行を行うということですが、即日と理解して宜しいでしょうか。完工確認が取れているにも係らず、確認書の発行に時間がかかって29条の移管が遅れるということにはならないことをご確認ください。	即日とは限りませんが、第28条に規定の条件が満たされる場合は、速やかに完工確認書発行の事務手続きを進めます。
150	17	第28条	2		完工確認書の発行	鈴鹿市殿の登記手続の費用を事業者が負担するというのは、合理性が理解できません。事業の範囲に入るものか疑問です。手続きの代行を事業の範囲に含めていると理解したとしても、登録費用そのもの(印紙税等が必要かどうか分かりませんが)については当事者として鈴鹿市殿が負担するものではないでしょうか。	原案のとおりとします。
151	17	第30条			整備施設の移管の遅延	遅延損害金が●となっていますが、契約の対象性及び公平性の観点から、62条の鈴鹿市殿からのサービス対価の支払い遅延に関する遅延損害金として規定されている年利3.6%が適用されるものと理解します。通常の契約では、遅延損害金の趣旨が単なる損害をカバーするというよりも、債務者による履行努力を喚起する(動機付け)ためのものという性格を有しており、もう少し高めの設定がなされています。いずれにしても、62条とセットで議論して戴きたくお願いいたします。	本条の●は3.6とします。
152	17	第31条	3		瑕疵担保責任	瑕疵により滅失又は毀損した場合は6ヶ月以内に請求となっていますが、2項で規定した保証期間の10年(施設は2年)を超えて保証するものではないことをご確認ください。	同項の定めるとおりです。なお、瑕疵による滅失又は毀損が第2項の期間内であれば、請求自体が第2項の期間外であっても請求が認められることとなります。ご質問に、「保証期間の10年(施設は2年)」とありますが、施設の瑕疵担保期間は10年です。第2項但書の適用は、施設に含まれる設備に限られますので、ご留意下さい。
153	18	第38条			記録の作成・保存	産業廃棄物に関するマニフェスト伝票も保存書類として最終的に鈴鹿市殿に引渡すことになるものと解釈いたします。しかし、事業会社(SPC)が存続する限り、法的に排出事業者として自ら保管する義務があると考えられます。SPCの解散の時期と移管の時期の関係についてのご理解を示していただきたくお願いいたします。	SPCが産業廃棄物を排出することは想定していませんので、本条に定める記録にはマニフェスト伝票は含まれません。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
154	19	第40条	3		維持管理・運営期間中における第三者に及ぼした損害	鈴鹿市殿が支払った第三者への損害賠償金のうち、「事業者の責任に相当する額を事業者が鈴鹿市殿に支払う。」としていますが、その額の決定方法について定めておく必要があるものと思料いたします。	事業者の責任負担額の決定方法については、協議によることを想定しています。
155	19	第41条			保険	保険に関しては、第三者賠償責任に関して付保義務を規定されていますが、その他のリスクに関して付保を検討する上で、鈴鹿市殿が別途付保することを予定している保険がございましたらお示し願います。	市は特に付保しません。
156	20	第43条			維持管理・運営覚書	「設計終了後協議会」について定義及び具体的規定が必要と思料いたします。	「設計終了後」と「協議会」を分けて、その間に「、」を入れます。
157	25	第50条	2		処理対象物の変更等	運営のコストの減額とありますが、増減額という解釈でよろしいでしょうか。	本項が規定しているものは減額のみです。
158	27	第55条	1		維持管理・運営状況のモニタリング	モニタリング実施者は市という解釈でよろしいでしょうか。また、随時のモニタリング調査については、事前に連絡をいただけるのですか。	本項に定めがあるとおり、市以外の第三者(地元住民を含む)によって実施されることも想定されます。また、事前に連絡しないモニタリングも想定しています。
159	28	第57条	2		期限到来による終了	事業終了時に事業者が提出する保証書について、何をどのように保証するのかお示してください。原則的に終了時点で施設が正常に維持されていることの確認はできますが、新設設備ではありませんので、その後見つかった瑕疵について保証することは困難です。	本施設が入札関係図書若しくは事業者提案図書において満たされるべきものとして定められた基準及び関係法令の求める基準を満たしているという事実を、その時点において表明していただき、その表明事項の真実且つ正確であることを保証する趣旨の保証書の提出を想定しています。本施設の明渡後に発生した瑕疵については、この保証書の問題ではありませんが、本施設の明け渡しの時点で、基準の未達が存在していたにもかかわらず、その点を明示せずに、「基準を満たしている」と表明した場合には、その責任が問題となりますので、ご留意ください。
160	28	第58条	2		埋立不能による終了	終了に伴い事業者が支出した費用(金融費用を含む)は市が負担して戴けるでしょうか。	市は、従前の支払日程により施設整備費の支払いを行います。ご指摘の費用が生じることも、それを負担することも想定していません。
161	28	第58条	2		埋立不能による終了	施設整備費は初期投資費用に相当するものですので、操業後の会社維持費用が見込まれるという理解は当たりません。施設整備費用の大半は融資により賅われますが、それが早期終了により減額されたのでは、事業会社は破綻する危険性が大きくなります。従って、この括弧書き部分は削除願います。	操業後の会社維持費用を施設整備費の計算に見込まない提案の場合には、この規定は適用ありません。原案のとおりとします。
162	30	第60条	2		対価の支払い	割賦代金が増額になる可能性があるため、融資限度額の設定を高める必要があり、その分ファイナンスコスト(フィー)が高くなりますので、その不確実性を限定して戴く様予願いたします。	原案のとおりとします。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
163	30	第62条			遅延損害金	遅延損害金のレートは、契約の対象性及び公平性の観点から、30条で規定の事業者側不履行の場合と同額に設定お願いいたします。資本コストの観点では、これから先20年というライフサイクルを考える上で全く不十分なレベルと思料いたしております。また、遅延損害金の趣旨は、単なる損害をカバーするというよりも、債務者による履行努力を喚起する(動機付け)ためのものという性格を有しており、更に高いレートが設定されて然るべきです。いずれにしても、62条とセットで議論して戴きたくお願いいたします。	No.144を参照ください。
164	34	第70条	2	(2)① (3)①	契約終了時の措置	事業者帰責以外の事由で契約終了となった場合(75条・77条の場合を含む)は出来高だけでなく、仕掛費用も含めて御支払いいただけるものと解釈して宜しいでしょうか？	出来高のみです。なお、現場に搬入済みの材料等については市の基準により、出来高に含めて算定されます。
165	34	第70条	2	(1)② (2)② (3)②	契約終了時の措置	操業後契約が終了となった場合の施設整備費の未払部分について(特に、鈴鹿市殿事由の場合)は、終了時点で一括御支払い戴くようお願いいたします。SPCが債権回収だけのために、企業組織を維持しなければならず、事業者としての大きな負担となります。従いまして、本条項を採用する場合、事業者帰責でない場合については、損害費用として事業会社維持費用を鈴鹿市殿が御支払い戴けるものと理解します。	支払方法については、原案のとおりとします。なお、SPCの債権を譲渡することによる早期の債権回収を模索する場合には、市は、その場合において必要となる市の行為について協力を検討します。
166	35	第70条	2	(2)②	契約終了時の措置	事業者が生じた損害に金融費用を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
167	35	第70条	3		契約終了時の措置	維持保全の費用については、前項の(2)・75条・77条事由だけでなく、前条(3)の場合も該当するものと解釈して宜しいでしょうか？	本項但書一文の定めは、前項第(3)号の場合には適用されません。
168	35	第70条	6		契約終了時の措置	「市及び事業者の責に帰すべからざる事由により・・・」としていますが、事業者の責に帰すべからざる事由の場合は全て事業者が支出した費用を御支払い頂く必要がございます。	原案のとおりとします。
169	57	別紙6	1	(1) 3)	移管等の手続き	29条2項では、移管後速やかに市名義での登記を行うものとされていますが、別紙6では、登記後に移管が完了するとされています。両者の関係についてご教示ください。	移管は所有権の移転を意味し、登記された段階で移管完了となります。
170	64	別紙8	1	(2) ②	割賦料	基準金利とは入札説明書P.22の解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

## 様式集に関する質問等への回答

No	頁	様式番号	質問	質問への回答
171	7	第6号様式	納税証明書のうち、法人市民税、固定資産税については、本店所在地のものを出すとということでしょうか。	法人市民税及び固定資産税については、鈴鹿市納税分を提出してください。なお、市内に事務所を有しない企業については、提出する必要はありません。
172	118	第47号様式	割賦利息は営業外収入として記入するものでしょうか？	わかりやすく作成いただければ、特に指定しませんが、営業収入に該当するものと想定しています。
173	118	第47号様式	資金計画の「割賦減価戻入れ」は、「割賦原価戻入れ」と解釈して宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
174	118	第47号様式	割賦返済方法(元金均等・元利均等等)のご指定はないでしょうか？	市が支払う割賦料については元利均等返済によります。事業者の資金調達に関しては、特に指定しません。

# 別 紙

別紙 1 : 浸出水処理施設の稼働状況（平成 1 8 年度）	別紙- 1
別紙 2 : 塩化物イオン濃度測定結果	別紙- 7
別紙 3 : 工事用車両ルート及び覆土置き場	別紙- 9
別紙 4 : 排水区域図及び排水計算書	別紙-10
別紙 5 : 浸出水処理施設修繕履歴（平成 1 8 年度）	別紙-30
別紙 6 : 浸出水処理施設薬品使用量（平成 1 8 年度）	別紙-31
別紙 7 : 水質分析結果	別紙-32

別紙 1 : 浸出水処理施設の稼働状況 (平成 18 年度)

日別処理推量 (集計)

	11月	12月	1月	2月	3月
1	182	105	0	103	16
2	192	137	0	104	84
3	190	101	0	46	109
4	191	102	7	46	108
5	191	76	72	47	109
6	192	109	116	56	90
7	182	97	115	47	99
8	113	94	116	57	99
9	135	104	82	64	90
10	131	104	117	54	113
11	147	105	102	54	112
12	147	90	114	55	112
13	148	88	130	61	80
14	139	103	129	38	110
15	107	101	130	76	69
16	113	94	151	68	87
17	98	94	130	46	75
18	63	95	154	45	75
19	62	104	139	45	76
20	63	90	144	33	65
21	53	140	144	63	47
22	40	98	145	39	0
23	79	116	122	59	0
24	103	116	158	52	0
25	103	116	132	51	0
26	103	113	143	52	1
27	104	143	152	61	49
28	98	115	152	63	67
29	102	123	152		42
30	113	35	87		44
31		35	109		0

平成18年11月

## 不燃物リサイクルセンター浸出水処理施設 運転月報

日付	曜日	処理量 (m <sup>3</sup> )	電気使用量 (kWh)	脱 水		薬品使用量 (ℓ・m <sup>3</sup> )							灯油 搬入量	備 考
						メタノール	塩化第二鉄	希硫酸	苛性ソーダ	脱水助剤	凝集助剤	リン酸		
残量				運転時間 (h)	搬出量 (kg)	搬入量			溶解量					
1	水	182	1,970							1.60	2	5		チャート紙交換, 反応槽 pH 計清掃, 脱水機清掃, 脱水機ホース交換
2	木	192	1,970						0.95			5		脱水機空運転 (24時間), フロウ切替, 高分子凝集剤注ポンプ (No. 1) 取替, 脱水助剤タンクゲージパイプ内清掃
3	金	190	1,950	7:00					1.1	2.00	2.1	5		脱水機運転, パックテスト
4	土	191	1,970											
5	日	191	1,970											
6	月	192	1,970							3.05	3	5		給泥ポンプ空運転 (24時間), pH 計清掃
7	火	182	1,920	6:05				5.00				5		脱水機運転, 処理量 200⇒150へ調整, 鯉池周辺清掃
8	水	113	1,930						1.05	1.80	1.8			脱水機ホース清掃, 給泥ポンプ空運転 (AM), 原水計量槽清掃, 鯉池周辺清掃
9	木	135	1,960	6:00								5		フロウ切替, 第一中和槽 Vベルト交換, 反応槽 pH 計清掃, 脱水機運転
10	金	131	1,990	5:05					1.8	1.15	1.5	5		脱水機運転, パックテスト
11	土	147	1,950											
12	日	147	1,950											
13	月	148	1,960							2.00	2.25	5		給泥ポンプ空運転, 西谷地下水ピット清掃, PH 計清掃
14	火	139	1,880	6:00										脱水機運転, RC 月例水質検査, 処理量 150⇒100へ調整, 逆洗
15	水	107	1,950						1.1	1.15	1.35	5		逆洗 (脱窒槽), 脱水機清掃, 脱水機ホース清掃, 原水計量槽清掃, 鯉池周辺清掃
16	木	113	1,990			3.00								メタノール 3m <sup>3</sup> 入荷, フロウ切替, パックテスト
17	金	98	1,870							1.00	1.2	5		処理量 100⇒75へ調整, 給泥ポンプインベラ交換, 調整槽ポンプ (No. 2) 交換
18	土	63	1,900											
19	日	62	1,900											
20	月	63	1,910	5:15	2,650					1.25	1.5	5		RC 脱水ケーキ搬出 (2,650kg), 脱水機運転, pH 計清掃
21	火	53	1,980						0.85					原水計量槽清掃
22	水	40	1,960											ろ過原水槽高水位 (AM 5:30), 深谷月例水質検査
23	木	79	1,940	6:30										脱水機運転, 処理量 75⇒100へ調整, フロウ切替
24	金	103	1,860						1.05	1.80	2.1	5		パックテスト, 脱水機ホース交換
25	土	103	1,940											
26	日	103	1,940											
27	月	104	1,950							1.45	1.8	5		pH 計清掃, 給泥ポンプ空運転
28	火	98	1,960											原水計量槽清掃
29	水	102	1,930									5		パックテスト, フロウ切替, 給泥ポンプ空運転
30	木	113	1,920	7:15										脱水機運転
前月残量						2.76	2.85	3.52	1.95				4.80	
当月残量						2.91	1.69	3.13	3.82				4.80	
合計		3684	58,240	49:10:00	2,650	2.85	1.16	0.39	3.13	7.9	18.25	20.6	70	0.00
平均		123	1941											
前月累計		59,957	1,061,460	1023:40:00	43350	45.08	18.6	5.5	55.23	134.45	267.80	332.56	1040	17.14
累計		63,641	1,119,700	1072:50:00	46,000	47.93	19.76	5.89	58.36	142.35	286.05	353.16	1,110	17.14

平成18年12月

## 不燃物リサイクルセンター浸出水処理施設 運転月報

日付	曜日	処理量 (m3)	電気使用量 (kWh)	脱 水		薬品使用量 (ℓ・m <sup>3</sup> )							灯油 搬入量	備 考	
						メタノール	塩化第二鉄	希硫酸	苛性ソーダ	脱水助剤	凝集助剤	リン酸			滅菌剤
残量				運転時間(h)	搬出量(kg)	搬入量				溶解量					
1	金	105	1,980	6:00						2.00	2.4	5		脱水機運転, 鯉池周辺清掃, チャート紙交換	
2	土	137	2,660												
3	日	101	2,000												
4	月	102	2,010							1.50	1.8	5		給泥ポンプ空運転, PH計清掃	
5	火	76	1,990	6:30										(AM1時頃, ろ過原水槽高水位警報発生), 脱水機運転	
6	水	109	1,810											バックテスト	
7	木	97	1,900						1.05			5		ブロワ切替, 脱水機ホース清掃	
8	金	94	1,970	6:00					0.95	2.00	2.4	5		脱水機運転	
9	土	104	1,950												
10	日	104	1,940												
11	月	105	1,950								1.8				
12	火	90	1,860	6:00						2.15		5		脱水機運転, 西谷地下水ピット清掃, pH計清掃	
13	水	88	2,000											RC・深谷月例水質検査	
14	木	103	1,940									5		逆洗, ブロワ切替, 脱水機・ホース清掃, 第1・第2中和槽攪拌機Vベルト交換	
15	金	101	1,940	6:30					2.05	1.60	2.4			逆洗, 脱水機運転, 温水ヒータ点検(業者)⇒加温設備運転開始	
16	土	94	1,950											処理槽コンクリートコア抜き(ハシッココンサルtant)	
17	日	94	1,940												
18	月	95	1,950							1.60	1.8	5		反応槽攪拌機清掃, pH計清掃	
19	火	104	1,930		3,190									RC脱水ケーキ(3,910kg)・深谷脱水ケーキ搬出, バックテスト	
20	水	90	1,980	6:00										脱水機運転, 各所清掃	
21	木	140	1,980	7:00								5		脱水機運転, ブロワ切替, 曝気ブロワNo.2・3圧力計交換	
22	金	98	1,940						2.1	2.00	2.4			脱水機 他各所清掃	
23	土	116	1,970												
24	日	116	1,960												
25	月	116	1,970	6:10		3.00		4.00		1.60	1.8	5		脱水機運転, メタノール3m3入荷 pH計清掃, 苛性ソーダ4m3入荷	
26	火	113	1,850												
27	水	143	2,100						1.03			5			
28	木	115	2,200	5:30										脱水機運転	
29	金	123	1,830							2.05	2.25	5			
30	土	35	730											水処理施設全停止	
31	日	35	730												
前月残量						2.91	1.69	3.13	3.82					4.80	
当月残量						3.50	0.75	2.77	5.28					3.40	
合計	3143	58,910	55:40:00	3,190	2.41	0.94	0.36	2.54	7.18	16.5	19.05	55	1.40		
平均	101	1900													
前月累計	63,641	1,119,700	1072:50:00	46000	47.93	19.76	5.89	58.36	142.35	286.05	353.16	1110	17.14		
累計	66,784	1,178,610	1128:30:00	49,190	50.34	20.70	6.25	60.90	149.53	302.55	372.21	1,165	18.54		

平成19年1月

## 不燃物リサイクルセンター浸出水処理施設 運転月報

日付	曜日	処理量 (m3)	電気使用量 (kWh)	脱 水		薬品使用量 (ℓ・m <sup>3</sup> )							灯油 搬入量	備 考
						メタノール	塩化第二鉄	希硫酸	苛性ソーダ	脱水助剤	凝集助剤	リン酸		
残量				運転時間(h)	搬出量(kg)	搬入量				溶解量				
1	月													
2	火													
3	水													
4	木	7	640				3.00		0.9					水処理施設運転、塩化第二鉄タンク内清掃 (D×N関係)、塩化第二鉄4m3入荷、pH計清掃
5	金	72	2,040	6:20					0.95	1.05	5			脱水機運転
6	土	116	2,000											
7	日	115	1,990											
8	月	116	2,000	5:00					1.60	1.8	5			脱水機運転、pH計清掃、脱水機ホース清掃
9	火	82	2,010					1.8						脱窒槽搅拌・搅拌ブロウ オイル交換およびグリス注油、鯉池汲み上げポンプ付近土砂清掃
10	水	117	1,930											バックテスト、ブロウ切替
11	木	102	2,050	5:55							5			脱水機運転
12	金	114	1,980						2.10	2.4	5			処理量100⇒150へ調整、原水計量槽清掃
13	土	130	2,000											
14	日	129	2,000											
15	月	130	2,000	6:00					2.35	2.3	5			脱水機運転、pH計清掃、曝気ブロウ、逆洗ブロウオイル交換及びグリス注油
16	火	151	1,980					1.95						西谷地下水ピット清掃、コンプレッサ(計装用、ホッパー用)オイル交換、各レーキ及び凝集槽搅拌機ベアリング部グリス注油
17	水	130	1,990						1.55	1.5	5			RC月例水質検査
18	木	154	2,050	6:00										脱水機運転、ブロウ切替、脱窒槽搅拌ブロウNo.1・No.2 Vベルト交換
19	金	139	1,700	5:00				1.8	1.55	1.65	5			脱水機運転
20	土	144	2,080											
21	日	144	2,080											
22	月	145	2,090		2,470				2.30	2.25	5			RC脱水ケーキ(2,740kg)搬出、pH計清掃、脱水機清掃
23	火	122	1,980	5:30										脱水機運転、原水計量槽清掃
24	水	158	1,990						1.60	1.5	4.00			バックテスト、深谷月例水質検査
25	木	132	1,990					0.85			5			逆洗、ブロウ切替、高分子薬品槽レベルゲージ・ホース清掃
26	金	143	2,000	6:00				0.95	1.60	1.65				逆洗、脱水機運転
27	土	152	2,000											
28	日	152	2,000											
29	月	152	2,000	5:50					2.25	2.25	5			脱水機運転、処理量150⇒100へ調整、pH計清掃
30	火	87	1,960					0.95						電磁弁No.16交換
31	水	109	1,970											鯉池汲み上げポンプ付近清掃、電磁弁No.16コーキング、バックテスト
前月残量						3.50	0.75	2.77	5.28				3.40	
当月残量						0.98	1.94	2.41	2.76				3.62	
合計		3444	54,500	51:35:00	2,470	2.52	1.81	0.36	2.52	9.2	17.85	18.35	50	3.78
平均		111	1758											
前月累計		66,784	1,178,610	1128:30:00	49190	50.34	20.7	6.25	60.9	149.53	302.55	372.21	1165	18.54
累計		70,228	1,233,110	1180:05:00	51,660	52.86	22.51	6.61	63.42	158.73	320.40	390.56	1,215	22.32



平成19年3月

## 不燃物リサイクルセンター浸出水処理施設 運転月報

日付	曜日	処理量 (m3)	電気使用量 (kWh)	脱 水		薬品使用量 (ℓ・m <sup>3</sup> )							灯油 搬入量	備 考
						メタノール	塩化第二鉄	希硫酸	苛性ソーダ	脱水助剤	凝集助剤	リン酸		
残量				運転時間(h)	搬出量(kg)	搬入量			溶解量					
1	木	16	1,920	6:30				4.00						処理量50⇒100へ調整、脱水機運転、ブロワ切替、バックテスト、苛性ソーダ4m3入荷
2	金	84	1,980						1.2	1.40	1.8	5		
3	土	109	1,940											
4	日	108	1,940											
5	月	109	1,940	5:00					0.6	1.60	1.8	5	4.00	脱水機運転、RC保守点検(電気系)、灯油4kl入荷、脱水ろ液配管清掃
6	火	90	1,990											pH計清掃、
7	水	99	1,900											原水計量槽清掃
8	木	99	1,930											バックテスト、ブロワ切替、在庫チェック、磷酸入荷、pH計・流量計点検(横河)
9	金	90	2,030	6:00						2.10	2.55	5		脱水機運転
10	土	113	1,950											
11	日	112	1,940											
12	月	112	1,950						1	1.65	1.8	5		西谷地下水ピット清掃、RC・深谷月例水質検査
13	火	80	2,020	4:00			3.00							逆洗、脱水機運転、pH計清掃、塩鉄3m3入荷
14	水	110	1,920											逆洗、処理量100⇒75へ調整、ブロワ切替、脱水機清掃
15	木	69	1,900											ブロワー用パタフライバルブ交換(イナガキ)
16	金	87	1,820							1.95	2.55	5		バックテスト
17	土	75	1,750											
18	日	75	1,740											
19	月	76	1,750							1.10	1.35			活性炭入荷、処理量75⇒50へ調整、pH計清掃、原水計量槽清掃
20	火	65	1,980											
21	水	47	1,840											水処理施設運転停止、清掃場所水抜き
22	木		1,920											中谷集水ピット・汚泥貯留槽・反応槽・凝集槽清掃(大栄管清)
23	金		160				3.00							薬槽攪拌機清掃(オガメンテナンス)、汚泥濃縮槽・雑排水槽・加温槽・原水槽・西谷集水ピット清掃、ディフューザー交換、凝集液脱槽側清掃
24	土		1,270											施設運転再開、処理量50⇒100へ調整、施設再停止(時間内に越流してこない為)
25	日		1,270											
26	月	1	1,280							0.60	1.05			水処理施設運転再開、鯉池汲み上げポンプ付近清掃
27	火	49	1,990									5		処理量100⇒50へ調整
28	水	67	1,890											バックテスト、ハンディpH計⇒pH7及びpH9校正
29	木	42	1,890											ブロワ切替、PM搬入指導応援
30	金	44	1,840							1.50	1.95			pH計清掃
31	土													
前月残量						2.50	1.36	2.19	1.10				1.25	
当月残量						3.72	3.72	1.94	3.13				2.70	
合計		2028	53,640	21:30:00		1.78	0.64	0.25	1.97	2.8	11.9	14.85	30	2.55
平均		65	1730											
前月累計		71,813	1,287,410	1229:35:00	54090	54.34	23.09	6.83	65.08	166.38	330.05	403.16	1240	24.69
累計		73,841	1,341,050	1251:05:00	54,090	56.12	23.73	7.08	67.05	169.18	341.95	418.01	1,270	27.24

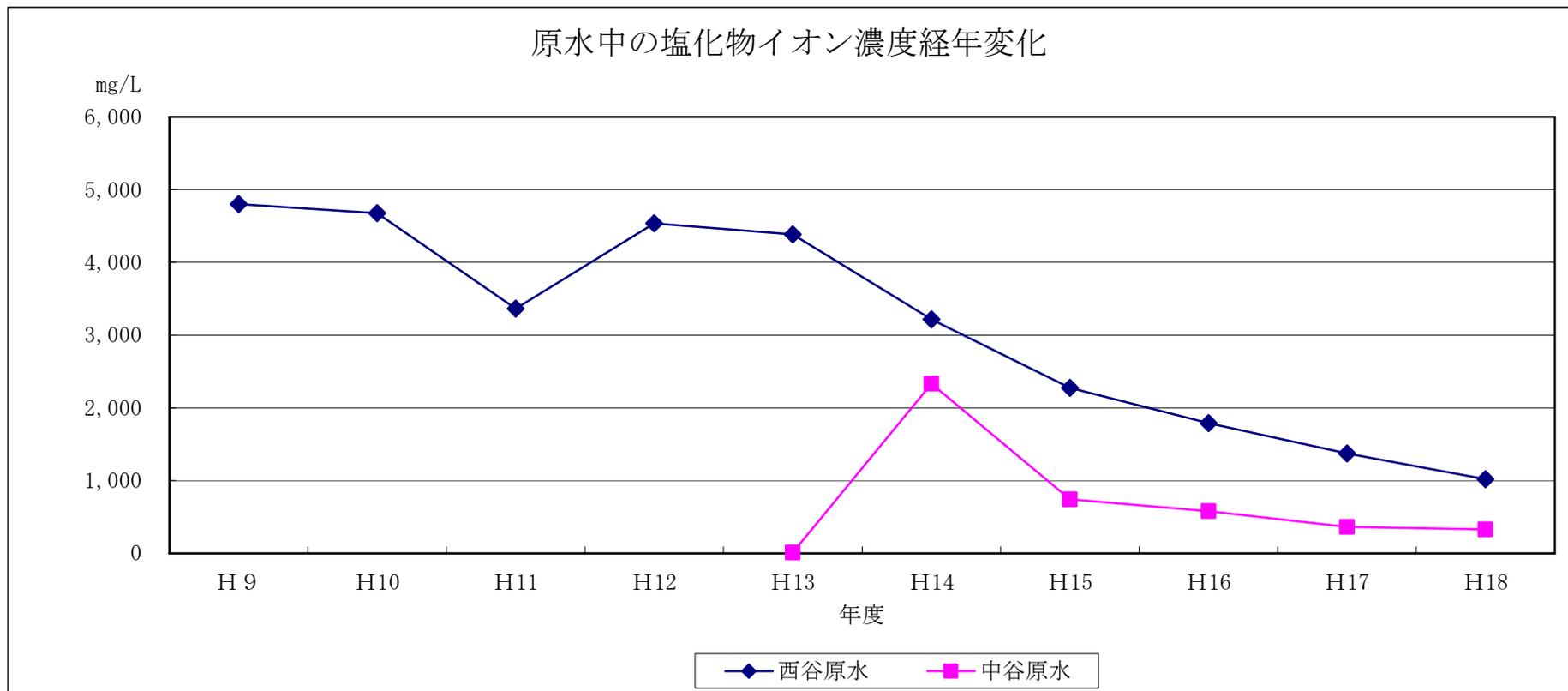
別紙 2 : 塩化物イオン濃度測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成9年度	西谷原水					7,100	4,500	5,400	2,600	5,800	3,900	4,700	4,400	4,800
	中谷原水													
平成10年度	西谷原水	3,400	3,100	5,300	6,400	4,800	3,800	4,900	6,200	6,400	3,900	3,500	4,400	4,675
	中谷原水													
平成11年度	西谷原水	5,700	2,300	5,200	4,900	760	2,500	3,300	3,600	2,500	2,500	3,200	3,900	3,363
	中谷原水													
平成12年度	西谷原水	3,400	3,100	4,200	6,800	5,000	4,800		4,100	5,000	4,400	4,600	4,500	4,536
	中谷原水													
平成13年度	西谷原水	5,800	4,000	4,800	5,300	5,400	2,800	1,500	4,200	4,900	4,200	4,900	4,800	4,383
	中谷原水				12	7.8	6.4	7.8	14	10	8.6	12	13	10
平成14年度	西谷原水	4,000	4,500	4,000	3,400	2,600	2,100	3,300	3,800	3,000	3,500	2,800	1,600	3,217
	中谷原水	9.3	3,900	2,500	4,000	380	1,600	2,700	3,600	1,900	2,900	1,800	2,700	2,332
平成15年度	西谷原水	2,100	2,900	2,500	2,500	900	1,200	2,400	1,300	2,500	2,800	3,100	3,100	2,275
	中谷原水	1,000	1,100	1,300	750	610	51	950	280	790	620	700	760	743
平成16年度	西谷原水	2,300	1,100	1,600	2,300	1,100	2,200	590	1,500	2,400	3,000	1,600	1,800	1,791
	中谷原水	480	540	400	660	240	710	93	580	630	530	280	1,800	579
平成17年度	西谷原水	1,100	990	990	1,300	1,500	1,500	1,300	1,300	1,500	1,500	1,200	2,300	1,373
	中谷原水	230	380	140	400	230	450	400	390	530	430	380	400	363
平成18年度	西谷原水	1,000	1,300	1,100	1,000	1,700	250		1,400	1,000	510	1,300	650	1,019
	中谷原水	380	320	350	640	390	97		340	330	210	370	190	329

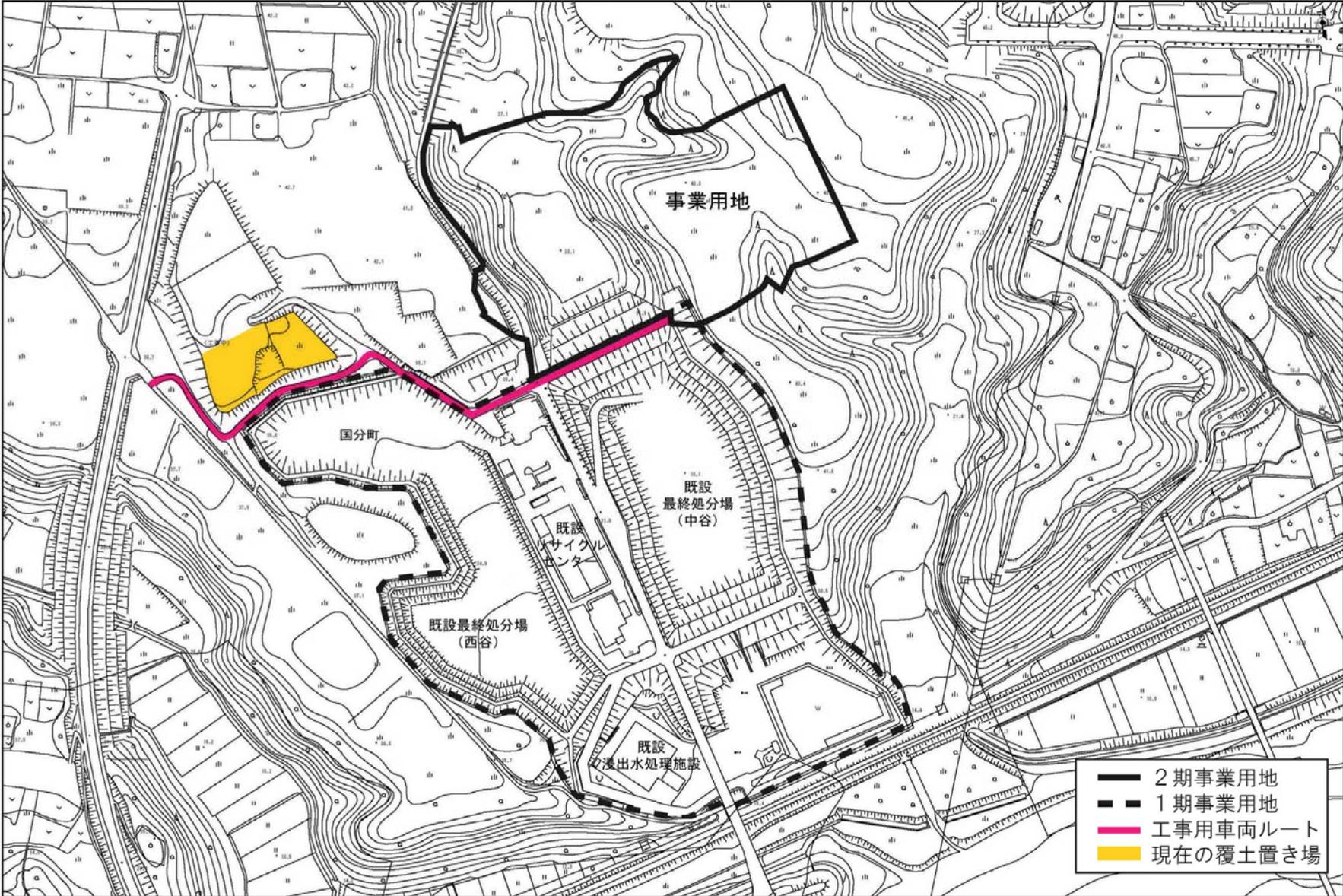
原水中の塩化物イオン濃度の経年変化

(単位：mg/L)

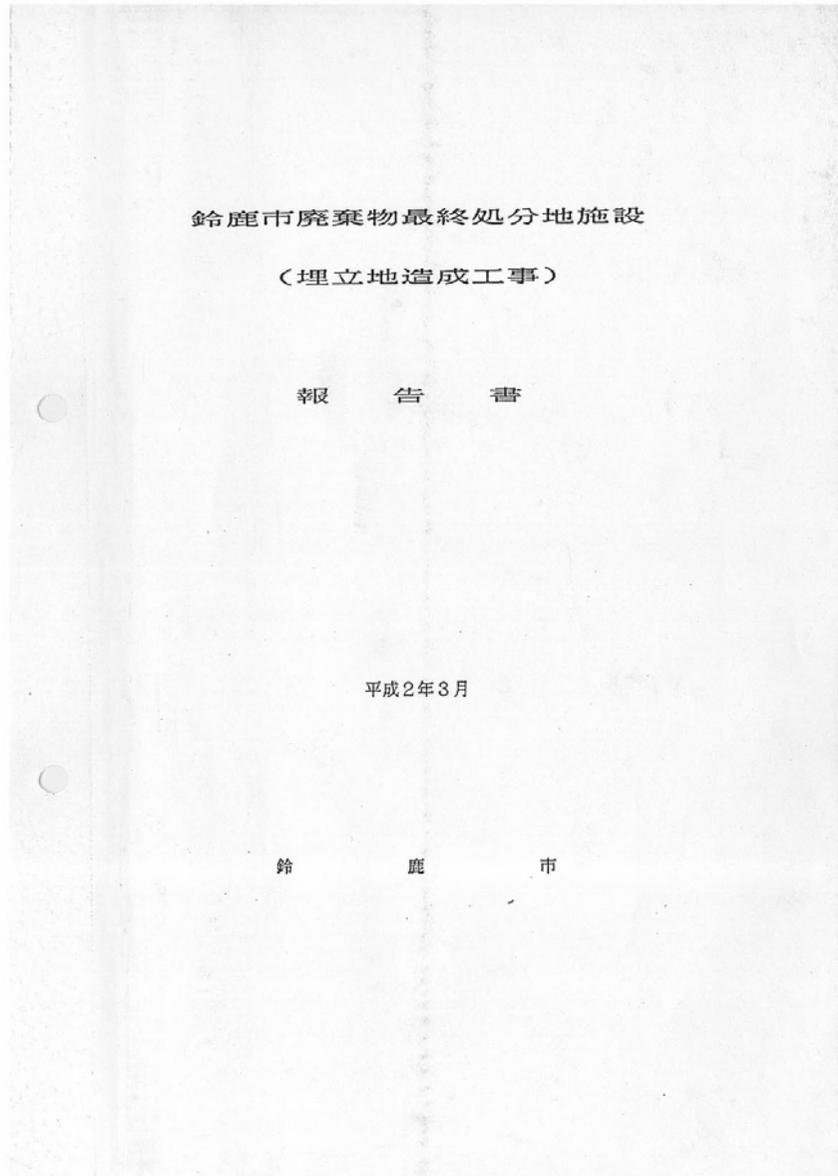
	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
西谷原水	4,800	4,675	3,363	4,536	4,383	3,217	2,275	1,791	1,373	1,019
中谷原水					10	2,332	743	579	363	329



別紙3：工事用車両ルート及び覆土置き場



別紙 4 : 排水区域図及び排水計算書



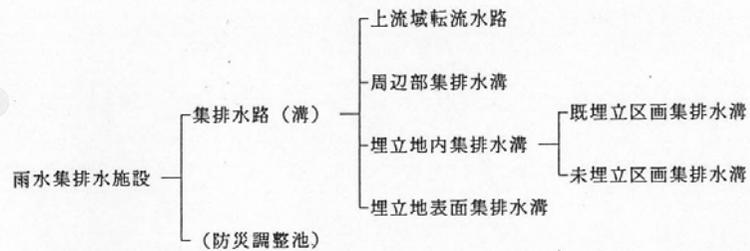
目次

第1節	概 要	1
第2節	実施設計	4
2-1	埋立処分量等の計画	4
2-2	全体配置計画	8
2-3	埋立方式・手順の検討	12
2-4	貯留構造物計画	14
2-5	遮水工計画	33
2-6	雨水等集排水計画	41
2-7	浸出水処理施設計画	78
2-8	浸出水集排水計画	114
2-9	道路計画	119
2-10	搬入管理施設計画	126
2-11	電力・給水施設計画	126
2-12	防火設備計画	126
2-13	発生ガス対策設備計画	127
2-14	門扉・閉障設備計画	127
2-15	飛散防止設備計画	127

## 2-6 雨水等集排水計画

### 2-6-1 雨水集排水施設の構成

雨水集排水施設は、雨水排除による浸出水量の削減及び最終処分場全体としての雨水排水系統の整備という両面から次のように分類することができる。



雨水集排水施設の構成概念を図2-6-1に示す。

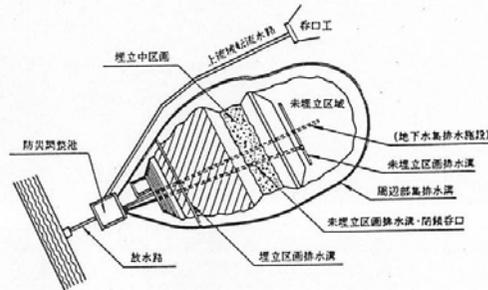


図2-6-1 雨水集排水施設の概念図

### 2-6-2 外周排水溝

流量は埋立地外周からの排水量と埋立後の埋立地の表面排水量の2通りについて求める。

外周流入量

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times I \times A$$

ここに  
 $Q$  = 流入量 (m<sup>3</sup>/s)  
 $f$  = 流出係数 0.3 (間地) 現況  
 $I$  = 降雨強度 133.3mm/hr (10年確率)  
 $A$  = 流域面積 (ha)

表面排水量

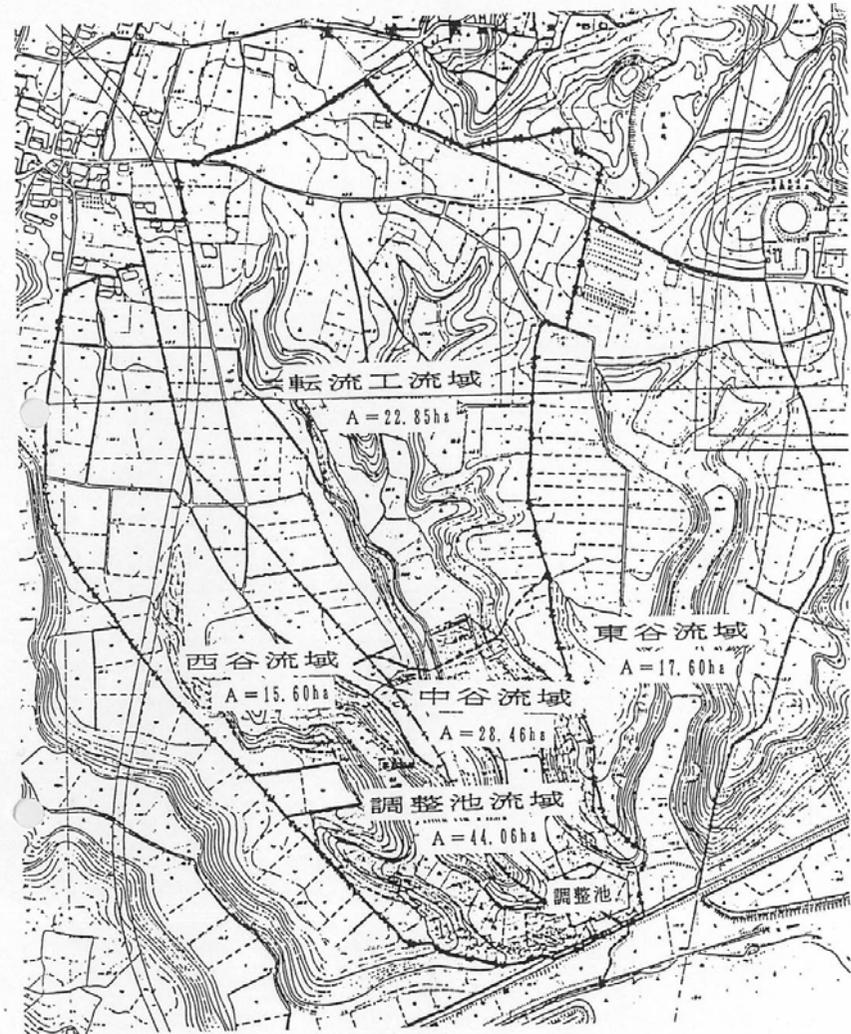
$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times S_b$$

ここに  
 $Q$  = 流入量 (m<sup>3</sup>/s)  
 $C$  = 流出係数 0.564 (平均) (資料5-参照)  
 $I$  = 降雨強度 133.3mm/hr (10年確率)  
 $S_b$  = 埋立後ブロック表面排水面積 (ha)

1ha当りの流出量は下記のとおりである。

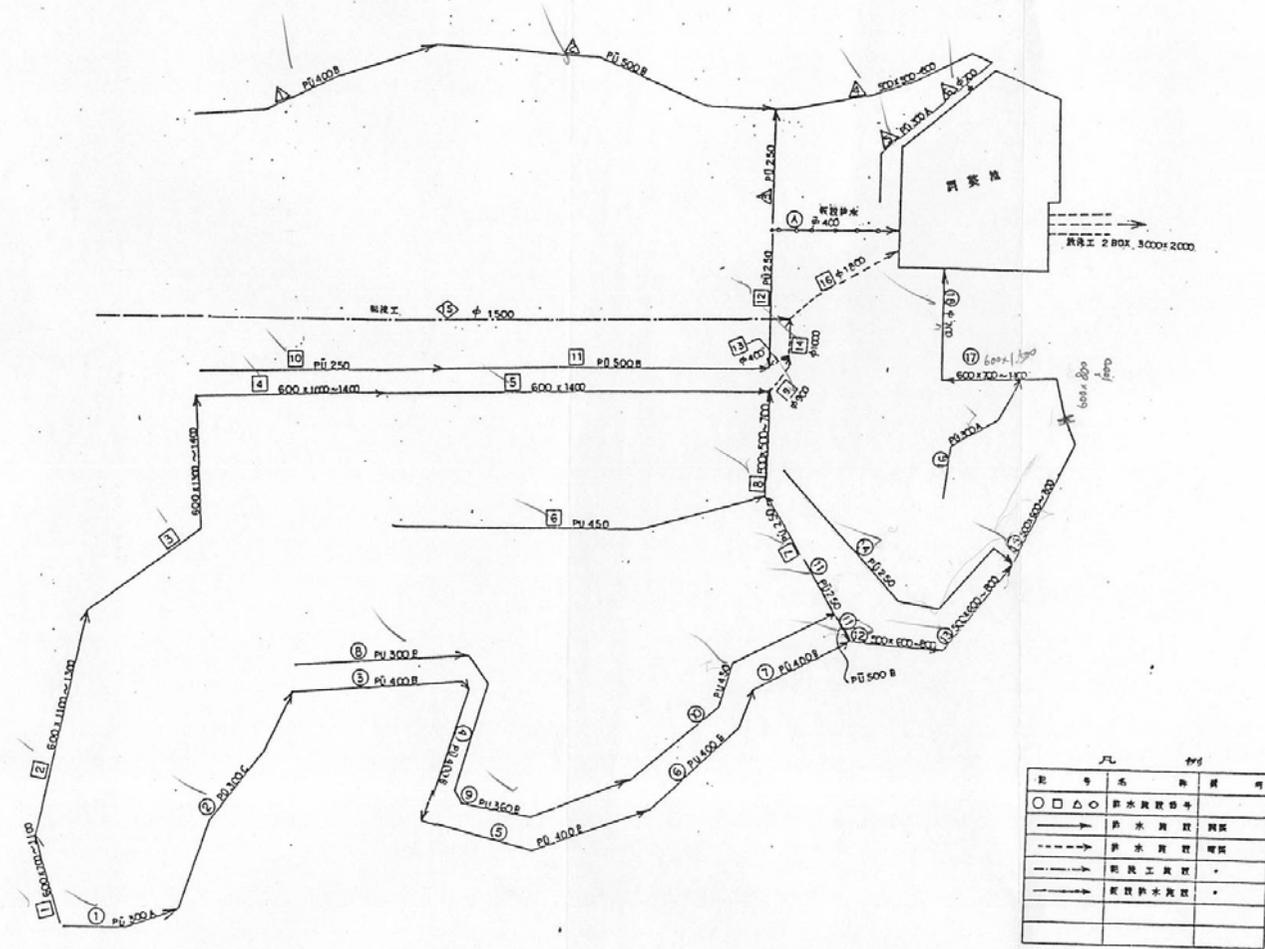
$$Q = \frac{1}{360} \times 0.564 \times 133.3 \times 1.0 = 0.209 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$$

図2-6-2 に流域図を示す。  
 前記の計算式を用いて各排水溝の断面を決定した。その流量計算を表2-6-1 ~  
 2-6-3、排水系統図を図2-6-3 また、排水区割図を図2-6-4 に示す。



2-6-2 流域図

排水系統圖



記号	名称	説明
○ □ △	排水施設	井
→	排水施設	管
--->	排水施設	管
--->	新設工施設	
--->	既設排水施設	

図 2 - 6 - 3 排水系統図





表 2-6-2 (1) B 流域表面排水流量計算表

管渠記号	流入管記号	流域面積 (ha)		流出量 $Q=1/360 \text{ CIA} (\text{m}^3/\text{s})$		計断面 $Q=a \cdot V$ $V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$		流量: Q $Q=a \cdot V$ ( $\text{m}^3/\text{s}$ )			
		排水面積: A		雨		水					
		地目	各標道加	流出係數 C	1 ha 当流出量	各流出量	追加流出量		計断面 (m)	勾配: I (%)	流速: V (m/s)
1	2	造成 A <sub>1</sub> : 0.75 現 A <sub>2</sub> : 0.90		0.584	0.289	0.157		600 × 700 ~ 1100	16.0	2.829	0.954
2	3	造成 A <sub>1</sub> : 0.30 現 A <sub>2</sub> : 1.48	0.05 0.38	0.3	0.111	0.219		600 × 1100 ~ 1300	10.0	2.457	1.237
3	4	造成 A <sub>1</sub> : 0.49 現 A <sub>2</sub> : 0.43	1.54 0.81	0.3	0.111	0.374		600 × 1000 ~ 1000	7.0	2.110	1.317
4	5	造成 A <sub>1</sub> : 0.55 現 A <sub>2</sub> : 0	1.79 0.81	0.3	0.111	0.378		600 × 1000 ~ 1000	14.0	2.859	1.372
5	9	造成 A <sub>1</sub> : 0.38 現 A <sub>2</sub> : 0	2.17 0.81	0.3	0.111	0.454		600 × 1400	6.0	2.134	1.434
6	8	造成 A <sub>1</sub> : 0.92 現 A <sub>2</sub> : 0	0.92 0	0.3	0.111	0.192		U 450	6.0	1.391	0.288
7	8	造成 A <sub>1</sub> : 0.04 現 A <sub>2</sub> : 0	0.04 0	0.3	0.111	0.068		P.U 250	5.0	0.867	0.040
8	9	造成 A <sub>1</sub> : 0.07 現 A <sub>2</sub> : 0	1.03 0	0.3	0.111	0.215		500 × 500 ~ 700	5.0	1.353	0.271
9	14	造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0	3.20 0.81	0.3	0.111	0.669		φ 900	12.0	2.702	1.719
10	11	造成 A <sub>1</sub> : 0.58 現 A <sub>2</sub> : 0	0.58 0	0.3	0.111	0.121		P.U 250	60.0	3.000	0.140
11	13	造成 A <sub>1</sub> : 0.61 現 A <sub>2</sub> : 0	1.19 0	0.3	0.111	0.249		P.U 500A	6.0	1.499	0.282

表 2-6-2 (2) B 流域表面排水流量計算表

管渠記号	流入管記号	流域面積 (ha)		流出量 $Q=1/360 \text{ CIA} (\text{m}^3/\text{s})$		計断面 $Q=a \cdot V$ $V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$		流量: Q $Q=a \cdot V$ ( $\text{m}^3/\text{s}$ )			
		排水面積: A		雨		水					
		地目	各標道加	流出係數 C	1 ha 当流出量	各流出量	追加流出量		計断面 (m)	勾配: I (%)	流速: V (m/s)
12	13	造成 A <sub>1</sub> : 0.16 現 A <sub>2</sub> : 0	0.16 0	0.3	0.111	0.033		P.U 250	5.0	0.867	0.040
13	14	造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0	1.35 0	0.3	0.111	0.282		φ 400	95.0	2.971	0.265
14	15	造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0	4.55 0.81	0.3	0.111	0.951		φ 1000	11.0	2.774	2.179
15	16	造成 A <sub>1</sub> : 22.85 現 A <sub>2</sub> : 0	22.85 0	0.3	0.111	4.776		φ 1500	5.0	2.829	4.998
16	溝	造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0	27.48 0.81	0.3	0.111	5.727		φ 1800	4.0	2.357	1.270
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0	(36.41)	0.3	0.111	6.705					
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						
		造成 A <sub>1</sub> : 0 現 A <sub>2</sub> : 0		0.3	0.111						

表 2-6-1-3 C 流域表面排水流量計算表

管渠記号	流入管記号	流域面積 (ha)		流出量 $Q=1/100 CIA (m^3/s)$	計画断面 $Q=a \cdot V$ $V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$		流量: V $Q=a \cdot V$ ( $m^3/s$ )	流量: Q $Q=a \cdot V$ ( $m^3/s$ )	
		排水面積: A	加算面積		計画断面 ( $m$ )	勾配: I (%)			
①	②	造成 A <sub>1</sub>	0.73	0.73	0.185	400B PU 444B	26.0	2.354	0.210
		現 A <sub>2</sub>	0.39	0.39					
②	④	造成 A <sub>1</sub>	1.01	1.00	0.376	PU 500A	18.0	2.581	0.489
		現 A <sub>2</sub>	0.07	0.16					
③	④	造成 A <sub>1</sub>	0.14	0.14	0.039	PU 550A	5.0	0.867	0.040
		現 A <sub>2</sub>	0	0					
④	⑥	造成 A <sub>1</sub>	0.99	2.03	0.424	500 × 500 ~ 300	30.0	2.708	0.541
		現 A <sub>2</sub>	0.95	0.51					
⑤	⑥	造成 A <sub>1</sub>	0.38	0.38	0.079	PU 300B	5.0	1.033	0.082
		現 A <sub>2</sub>	0.07	0.07					
⑥	⑥	造成 A <sub>1</sub>	0	2.41	0.504	φ 700	5.0	2.046	0.803
		現 A <sub>2</sub>	0	0.58					
		造成 A <sub>1</sub>							
		現 A <sub>2</sub>	(2.99)	0.3	0.111				
		造成 A <sub>1</sub>							
		現 A <sub>2</sub>		0.3	0.111				
		造成 A <sub>1</sub>							
		現 A <sub>2</sub>		0.3	0.111				
		造成 A <sub>1</sub>							
		現 A <sub>2</sub>		0.3	0.111				
		造成 A <sub>1</sub>							
		現 A <sub>2</sub>		0.3	0.111				

2-6-3 転流工

(1) 計画流出量 Q

中谷の埋立地の上流からの流入量を算出する。流入量は合理式による。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times I \times A$$

ここに Q: 流入量 ( $m^3/s$ )  
 f: 流出係数 0.564 (加重平均流出係数)  
 I: 10年確率最大10分間降雨量に対する降雨強度  
 $I_{10} = \frac{7.597}{t+47} = 133.3 \text{ mm/hr}$   
 A: 流域面積 (ha) (=22.85ha)

$$Q = \frac{1}{360} \times 0.564 \times 133.3 \times 22.85 = 4.776 \text{ m}^3/s$$

(2) 断面形状及び流下能力

① 転流工 I (中谷流域)

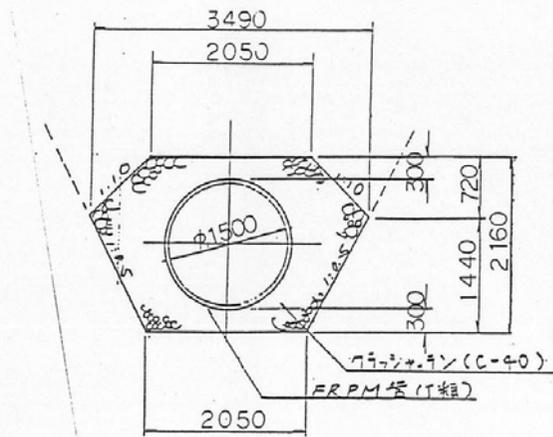


図2-6-5 転流工 I の断面

$$Q = A \cdot v$$

$$v = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$I = 5 \%$$

$$n = 0.013$$

$$A = \frac{1}{4} \pi D^2 = 1.80 \text{ m}^2$$

$$= \frac{1}{4} \times 3.14 \times 1.500^2 = 1.767 \text{ m}^2$$

$$P = 4.712 \quad R = \frac{A}{P} = 0.375 \quad R^{2/3} = 0.520$$

$$v = \frac{1}{0.013} \times 0.520 \times 0.005^{1/2} = 2.83 \text{ m/s}$$

$$Q = 1.767 \times 2.83 = 5.00 \text{ m}^3/\text{s} > 4.776 \text{ m}^3/\text{s} \quad \dots \text{OK} \quad 1.05 \text{ 倍}$$

#### 2-6-4 洪水調整池

##### (1) 洪水調整池容量計算方法

洪水調整池容量は次式で計算される。

$$\begin{aligned} V &= (\text{HWL} - \text{LWL}) \times \text{面積} \\ &= (17.00 - 12.80) \times \text{面積} \end{aligned}$$

HWLは埋立地の最低標高を考慮して17.00mとする。

LWLはJR横断工を考慮して12.80mとする。

西谷と中谷の下流部を埋立地として利用した場合の流入量を計算し、現況のJR横断工の通水 $10.042\text{m}^3$ に相当する放流口( $H=0.85\text{m}$ 、 $B=1.80\text{m}$ )を設けて水収支計算を行うことにより調整池容量と面積を決定する。

##### (2) 流域面積

図2-6-6に調整池流域図を示す。

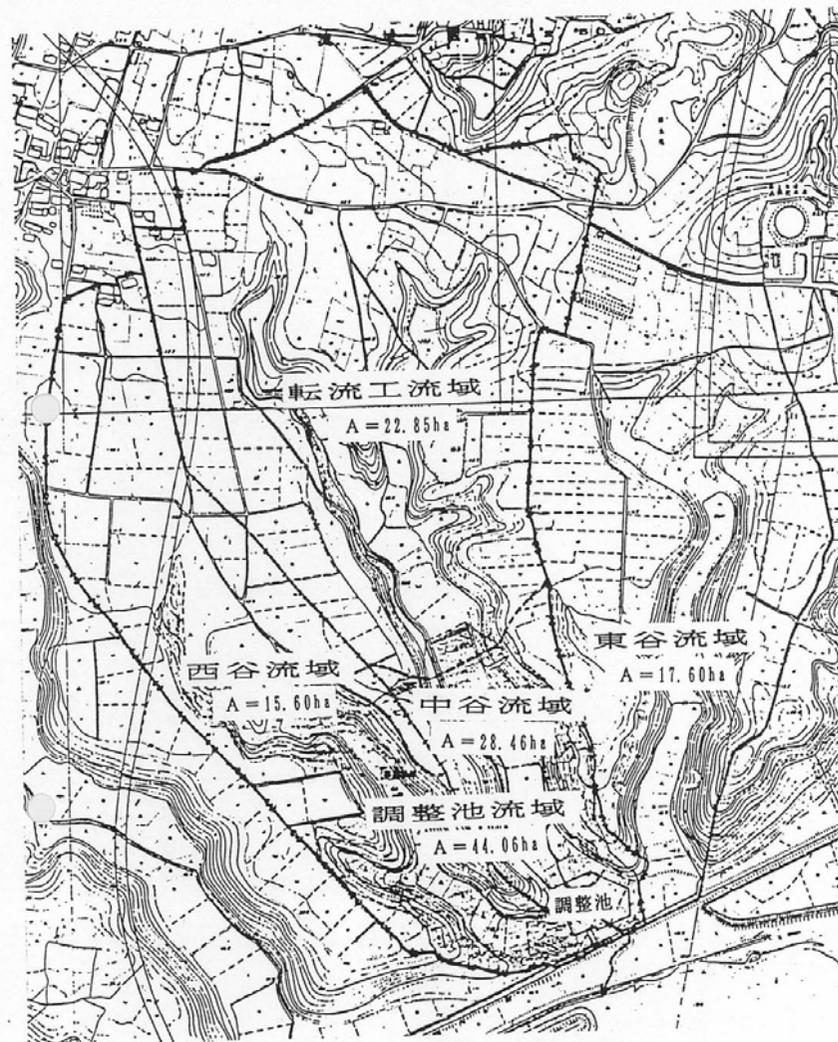


図2-6-6 調整池流域図

(3) 排水ルート

中谷に土堰堤より上流側の流域については、堰堤部からバイパス管にて調整池へ排水する。

土堰堤より下流側については、2-6-1項で述べたように周辺排水溝にて調整池へ排水する。

図2-6-7 に排水系統図を示す。

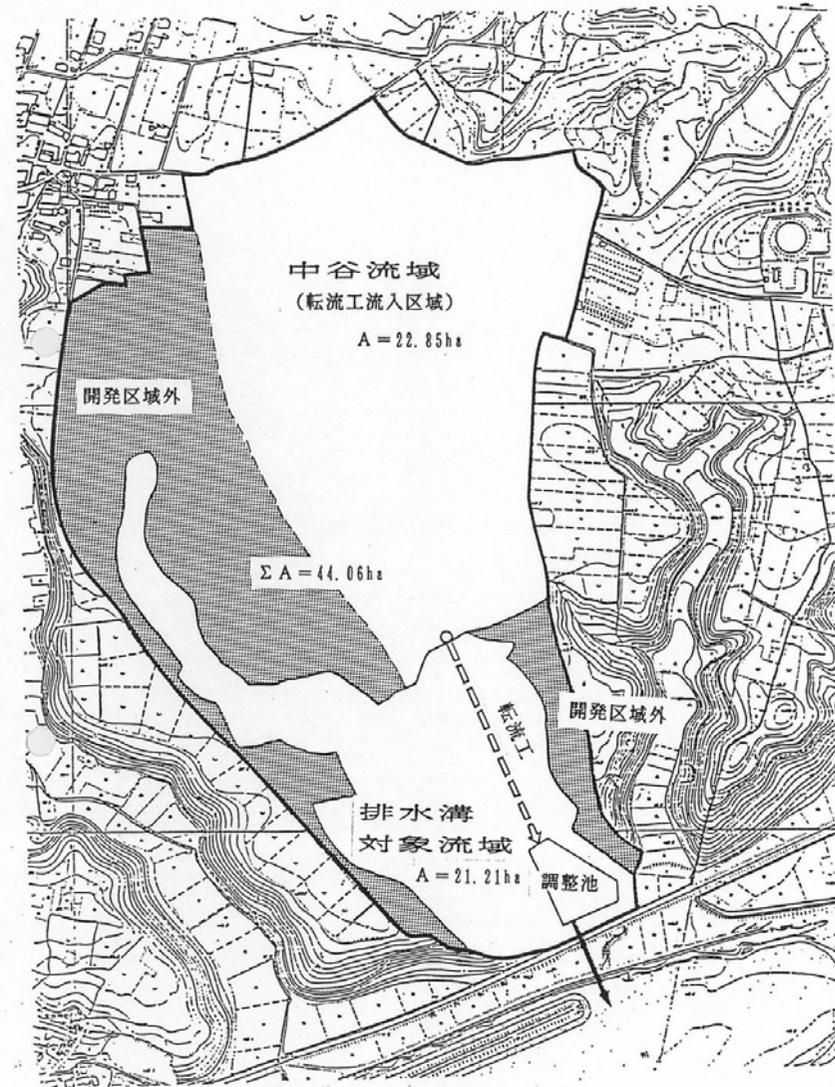


図2-6-7 排水系統図

(4) JR横断部の通水能力

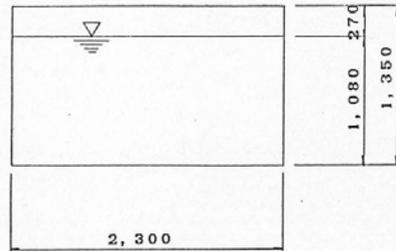


図2-6-8 JR横断部の断面

余裕高  $0.2H = 270\text{mm}$  とって、水深 =  $1.080\text{m}$  で計算

$$Q = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \times A$$

$$A = 2.3 \times 1.08 = 2.484 \text{ m}^2$$

$$R = \frac{A}{P} = \frac{2.484}{1.080 \times 2 + 2.300} = 0.557 \text{ m}$$

$$n = 0.023 \quad (\text{粗度係数河川トンネル } 0.023 \text{ 採用})$$

$$I = (15.15 - 12.39) / 146.60 \div 1/53$$

$$Q = \frac{1}{0.023} \times 0.557^{2/3} \times \left(\frac{1}{53}\right)^{1/2} \times 2.484 = 10.042 \text{ m}^3/\text{s}$$

この流量を許容放流量とする。

(5) 流出係数 C

流出係数は、不浸透面積が40%未満のため、 $C = 0.800$  とする。

(6) 放流口断面の決定

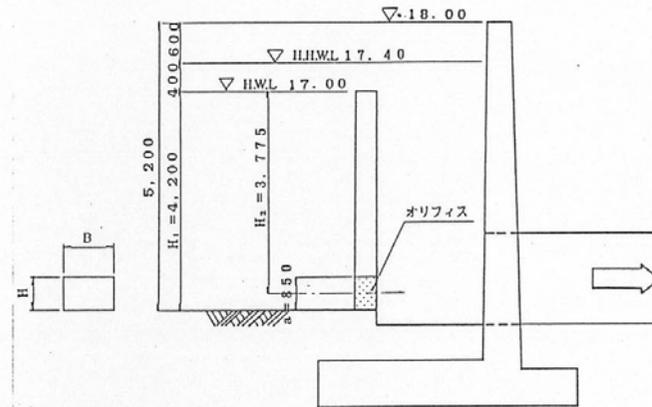


図2-6-9 放流工断面

$$\nabla \text{H.W.L. } 17.00 \text{ m}$$

圧力水状態となるため

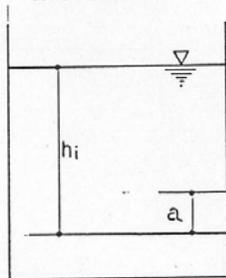
$$Q_0 = C \cdot A \cdot \sqrt{2 \times g \times H_2}$$

C : 流量係数  
g :  $9.8 \text{ m/s}^2$   
A : 断面積  $\text{m}^2$   
Q<sub>0</sub> : 放流量  $\text{m}^3/\text{s}$

表 2-6-4 流量係数表

h <sub>i</sub> /s	C	h <sub>i</sub> /s	C
1.4以下	0.60	7.5	0.796
1.5	0.61	8.0以上	0.80
2.0	0.65		
2.5	0.68		
3.0	0.71		
3.5	0.73		
4.0	0.74		
4.5	0.75		
5.0	0.77		
5.5	0.775		
6.0	0.78		
6.5	0.79		
7.0	0.793		

土木学会水理公式集  
岩崎の実験データより



許容放流量  $Q_0 = 10.042 \text{ m}^3/\text{s}$  流下しうるオリフィス断面を決定する。

オリフィス高  $H$  を  $0.850 \text{ m}$  と仮定すると、

$$C = \frac{h_i}{a} \cdot \frac{4.20}{0.85} = 4.94$$

表 2-6-7 より  $C = 0.767$

$$10.042 \text{ m}^3/\text{s} = 0.767 \times A \times \sqrt{2 \times 9.8 \times 3.775} = 6.597 \cdot A$$

$$A = 1.522 \text{ m}^2$$

よって、 $B$  は

$$B = \frac{1.522}{0.850} = 1.790 \div 1.800 \text{ m}$$

オリフィスの断面は、 $H850 \times B1800$  とする。

(7) 調整池容量計算

..... 調整池容量計算 .....

[[ 流域諸元 ]]

流域面積 (ha) A = 44.060

流出係数 C = 0.800

[[ オリフィス諸元 ]]

高さ (m) h = 0.850

幅 (m) b = 1.800

敷高 (m) H = 12.800

ベルマウスの有無 「無」

[[ 出発水位 ]]

出発水位 (m) H = 12.800

[[ 調整池諸元 ]]

番号	高さ (m)	面積 (m <sup>2</sup> )
1	12.800	3300.000
2	16.000	3300.000
3	18.000	3300.000

[[ 降雨諸元 ]]

降雨パターン (1)

降雨倍率 1.000

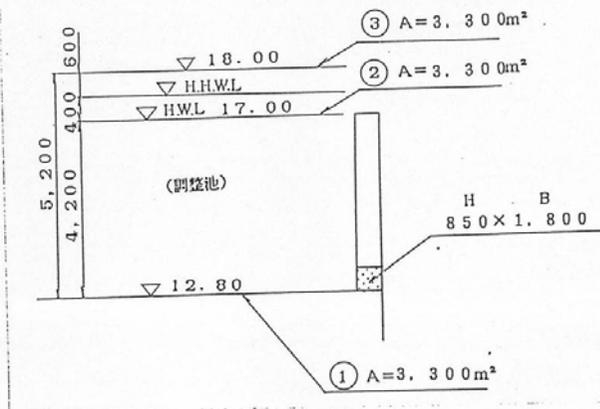


表 2-6-5 (1) 降雨パターン

.. 降雨パターン (1) ..

時間	分	10分間雨量	累加雨量	時間	分	10分間雨量	累加雨量
0	0 - 10	0.56	0.56	5	0 - 10	0.69	19.27
	10 - 20	0.56	1.12		10 - 20	0.70	19.97
	20 - 30	0.57	1.69		20 - 30	0.70	20.67
	30 - 40	0.57	2.26		30 - 40	0.71	21.38
	40 - 50	0.57	2.83		40 - 50	0.72	22.10
	50 - 0	0.58	3.41		50 - 0	0.72	22.82
1	0 - 10	0.58	3.99	6	0 - 10	0.73	23.55
	10 - 20	0.59	4.58		10 - 20	0.74	24.29
	20 - 30	0.59	5.17		20 - 30	0.74	25.03
	30 - 40	0.59	5.76		30 - 40	0.75	25.78
	40 - 50	0.60	6.36		40 - 50	0.75	26.53
	50 - 0	0.60	6.96		50 - 0	0.75	27.29
2	0 - 10	0.61	7.57	7	0 - 10	0.77	28.06
	10 - 20	0.61	8.18		10 - 20	0.78	28.84
	20 - 30	0.61	8.79		20 - 30	0.78	29.62
	30 - 40	0.62	9.41		30 - 40	0.79	30.41
	40 - 50	0.62	10.03		40 - 50	0.80	31.21
	50 - 0	0.63	10.66		50 - 0	0.80	32.01
3	0 - 10	0.63	11.29	8	0 - 10	0.81	32.82
	10 - 20	0.64	11.93		10 - 20	0.82	33.64
	20 - 30	0.64	12.57		20 - 30	0.83	34.47
	30 - 40	0.65	13.22		30 - 40	0.84	35.31
	40 - 50	0.65	13.87		40 - 50	0.85	36.16
	50 - 0	0.65	14.53		50 - 0	0.85	37.01
4	0 - 10	0.65	15.19	9	0 - 10	0.86	37.87
	10 - 20	0.67	15.86		10 - 20	0.87	38.74
	20 - 30	0.67	16.53		20 - 30	0.88	39.62
	30 - 40	0.68	17.21		30 - 40	0.89	40.51
	40 - 50	0.68	17.89		40 - 50	0.90	41.41
	50 - 0	0.68	18.58		50 - 0	0.91	42.32

表2-6-5(2) 降雨パターン

●● 降雨パターン ( 1 ) ●●

時間	分	10分間雨量	累加雨量	時間	分	10分間雨量	累加雨量
10	0 - 10	0.92	43.24	15	0 - 10	1.39	77.14
	10 - 20	0.93	44.17		10 - 20	1.42	78.56
	20 - 30	0.94	45.11		20 - 30	1.44	80.00
	30 - 40	0.95	46.06		30 - 40	1.47	81.47
	40 - 50	0.96	47.02		40 - 50	1.50	82.97
	50 - 0	0.97	47.99		50 - 0	1.53	84.50
11	0 - 10	0.99	48.98	16	0 - 10	1.56	86.06
	10 - 20	1.00	49.98		10 - 20	1.59	87.65
	20 - 30	1.01	50.99		20 - 30	1.62	89.27
	30 - 40	1.02	52.01		30 - 40	1.66	90.93
	40 - 50	1.04	53.05		40 - 50	1.69	92.62
	50 - 0	1.05	54.10		50 - 0	1.73	94.35
12	0 - 10	1.06	55.16	17	0 - 10	1.77	96.12
	10 - 20	1.08	56.24		10 - 20	1.81	97.93
	20 - 30	1.09	57.33		20 - 30	1.85	99.78
	30 - 40	1.11	58.44		30 - 40	1.89	101.67
	40 - 50	1.12	59.56		40 - 50	1.94	103.61
	50 - 0	1.14	60.70		50 - 0	1.99	105.60
13	0 - 10	1.15	61.85	18	0 - 10	2.04	107.64
	10 - 20	1.17	63.02		10 - 20	2.10	109.74
	20 - 30	1.19	64.21		20 - 30	2.16	111.90
	30 - 40	1.20	65.41		30 - 40	2.22	114.12
	40 - 50	1.22	66.63		40 - 50	2.28	116.40
	50 - 0	1.24	67.87		50 - 0	2.35	118.75
14	0 - 10	1.26	69.13	19	0 - 10	2.42	121.17
	10 - 20	1.28	70.41		10 - 20	2.50	123.67
	20 - 30	1.30	71.71		20 - 30	2.59	126.26
	30 - 40	1.32	73.03		30 - 40	2.73	128.99
	40 - 50	1.35	74.38		40 - 50	2.92	131.91
	50 - 0	1.37	75.75		50 - 0	3.12	135.03

表2-6-5(3) 降雨パターン

●● 降雨パターン ( 1 ) ●●

時間	分	10分間雨量	累加雨量	時間	分	10分間雨量	累加雨量
20	0 - 10	3.33	138.36	21	0 - 10	4.58	162.85
	10 - 20	3.55	141.91		10 - 20	4.82	167.67
	20 - 30	3.76	145.67		20 - 30	5.07	172.74
	30 - 40	3.92	149.59		30 - 40	5.29	177.83
	40 - 50	4.13	153.72		40 - 50	5.48	183.31
	50 - 0	4.35	158.07		50 - 0	5.69	189.00
21	0 - 10	4.58	162.85	22	0 - 10	5.93	194.93
	10 - 20	4.82	167.67		10 - 20	6.20	201.13
	20 - 30	5.07	172.74		20 - 30	6.51	207.64
	30 - 40	5.29	177.83		30 - 40	6.87	214.51
	40 - 50	5.48	183.31		40 - 50	7.30	221.81
	50 - 0	5.69	189.00		50 - 0	7.83	229.64
22	0 - 10	5.93	194.93	23	0 - 10	8.48	238.12
	10 - 20	6.20	201.13		10 - 20	9.34	247.46
	20 - 30	6.51	207.64		20 - 30	10.53	257.99
	30 - 40	6.87	214.51		30 - 40	12.34	270.33
	40 - 50	7.30	221.81		40 - 50	15.68	286.01
	50 - 0	7.83	229.64		50 - 0	28.43	314.44
23	0 - 10	8.48	238.12				
	10 - 20	9.34	247.46				
	20 - 30	10.53	257.99				
	30 - 40	12.34	270.33				
	40 - 50	15.68	286.01				
	50 - 0	28.43	314.44				

表 2-6-6 (1) 調整池容量解析結果

最高水位 H = 16.903

日	時:分	時:分	(mm) 雨量	(m <sup>3</sup> /秒) 流量	(m) 水位	(m <sup>3</sup> /秒) 流出量	(m <sup>3</sup> ) 容量 [時:分]
1	0:0	0:10	0.560	0.328	12.855	0.0445	183.93 [0:10]
1	0:10	0:20	0.560	0.328	12.901	0.1094	335.07 [0:20]
1	0:20	0:30	0.570	0.334	12.936	0.1712	451.98 [0:30]
1	0:30	0:40	0.570	0.334	12.952	0.2207	535.22 [0:40]
1	0:40	0:50	0.570	0.334	12.979	0.2573	592.59 [0:50]
1	0:50	1:0	0.580	0.340	12.992	0.2849	634.27 [1:0]
1	1:0	1:10	0.580	0.340	13.000	0.3038	662.08 [1:10]
1	1:10	1:20	0.590	0.346	13.007	0.3186	683.50 [1:20]
1	1:20	1:30	0.590	0.346	13.011	0.3283	697.18 [1:30]
1	1:30	1:40	0.590	0.346	13.014	0.3348	706.26 [1:40]
1	1:40	1:50	0.600	0.352	13.016	0.3410	715.03 [1:50]
1	1:50	2:0	0.600	0.352	13.018	0.3450	720.81 [2:0]
1	2:0	2:10	0.610	0.358	13.020	0.3497	727.34 [2:10]
1	2:10	2:20	0.610	0.358	13.021	0.3528	731.37 [2:20]
1	2:20	2:30	0.610	0.358	13.022	0.3547	734.02 [2:30]
1	2:30	2:40	0.620	0.364	13.023	0.3591	738.94 [2:40]
1	2:40	2:50	0.620	0.364	13.024	0.3604	741.80 [2:50]
1	2:50	3:0	0.630	0.370	13.026	0.3638	746.50 [3:0]
1	3:0	3:10	0.630	0.370	13.027	0.3660	749.80 [3:10]
1	3:10	3:20	0.640	0.375	13.028	0.3697	754.53 [3:20]
1	3:20	3:30	0.640	0.375	13.029	0.3719	757.53 [3:30]
1	3:30	3:40	0.650	0.381	13.031	0.3755	762.67 [3:40]
1	3:40	3:50	0.650	0.381	13.031	0.3777	765.67 [3:50]
1	3:50	4:0	0.660	0.387	13.033	0.3814	770.41 [4:0]
1	4:0	4:10	0.660	0.387	13.034	0.3837	773.45 [4:10]
1	4:10	4:20	0.670	0.393	13.035	0.3872	778.23 [4:20]
1	4:20	4:30	0.670	0.393	13.036	0.3896	781.63 [4:30]
1	4:30	4:40	0.680	0.399	13.038	0.3933	786.50 [4:40]
1	4:40	4:50	0.680	0.399	13.039	0.3955	789.53 [4:50]
1	4:50	5:0	0.690	0.405	13.040	0.3992	794.35 [5:0]
1	5:0	5:10	0.690	0.405	13.041	0.4014	797.37 [5:10]
1	5:10	5:20	0.700	0.411	13.043	0.4051	802.22 [5:20]
1	5:20	5:30	0.700	0.411	13.043	0.4074	805.26 [5:30]
1	5:30	5:40	0.710	0.417	13.045	0.4110	809.70 [5:40]
1	5:40	5:50	0.720	0.422	13.047	0.4154	815.76 [5:50]
1	5:50	6:0	0.720	0.422	13.048	0.4183	819.28 [6:0]

表 2-6-6 (2) 調整池容量解析結果

最高水位 H = 16.903

日	時:分	時:分	(mm) 雨量	(m <sup>3</sup> /秒) 流量	(m) 水位	(m <sup>3</sup> /秒) 流出量	(m <sup>3</sup> ) 容量 [時:分]
1	6:0	6:10	0.730	0.428	13.049	0.4223	824.52 [6:10]
1	6:10	6:20	0.740	0.434	13.051	0.4268	830.45 [6:20]
1	6:20	6:30	0.740	0.434	13.052	0.4298	834.49 [6:30]
1	6:30	6:40	0.750	0.440	13.054	0.4339	839.81 [6:40]
1	6:40	6:50	0.750	0.440	13.055	0.4365	843.15 [6:50]
1	6:50	7:0	0.760	0.445	13.056	0.4403	847.82 [7:0]
1	7:0	7:10	0.770	0.452	13.058	0.4449	853.68 [7:10]
1	7:10	7:20	0.780	0.458	13.060	0.4500	860.45 [7:20]
1	7:20	7:30	0.780	0.458	13.061	0.4531	864.41 [7:30]
1	7:30	7:40	0.790	0.464	13.063	0.4573	869.42 [7:40]
1	7:40	7:50	0.800	0.469	13.065	0.4621	875.51 [7:50]
1	7:50	8:0	0.800	0.469	13.066	0.4651	879.29 [8:0]
1	8:0	8:10	0.810	0.475	13.068	0.4692	884.73 [8:10]
1	8:10	8:20	0.820	0.481	13.069	0.4741	890.85 [8:20]
1	8:20	8:30	0.830	0.487	13.071	0.4793	897.43 [8:30]
1	8:30	8:40	0.840	0.493	13.073	0.4848	904.26 [8:40]
1	8:40	8:50	0.850	0.499	13.076	0.4904	911.23 [8:50]
1	8:50	9:0	0.850	0.499	13.077	0.4939	915.51 [9:0]
1	9:0	9:10	0.860	0.505	13.079	0.4984	920.83 [9:10]
1	9:10	9:20	0.870	0.511	13.080	0.5034	927.25 [9:20]
1	9:20	9:30	0.880	0.516	13.082	0.5087	933.52 [9:30]
1	9:30	9:40	0.890	0.522	13.084	0.5142	940.45 [9:40]
1	9:40	9:50	0.900	0.528	13.087	0.5200	947.49 [9:50]
1	9:50	10:0	0.910	0.534	13.089	0.5258	954.26 [10:0]
1	10:0	10:10	0.920	0.540	13.091	0.5316	961.50 [10:10]
1	10:10	10:20	0.930	0.546	13.093	0.5374	968.31 [10:20]
1	10:20	10:30	0.940	0.552	13.095	0.5433	975.62 [10:30]
1	10:30	10:40	0.950	0.558	13.097	0.5493	982.51 [10:40]
1	10:40	10:50	0.960	0.563	13.099	0.5551	989.44 [10:50]
1	10:50	11:0	0.970	0.569	13.102	0.5611	996.79 [11:0]
1	11:0	11:10	0.990	0.581	13.104	0.5694	1006.58 [11:10]
1	11:10	11:20	1.000	0.587	13.107	0.5767	1014.91 [11:20]
1	11:20	11:30	1.010	0.593	13.109	0.5834	1023.01 [11:30]
1	11:30	11:40	1.020	0.599	13.112	0.5899	1030.38 [11:40]
1	11:40	11:50	1.040	0.610	13.115	0.5986	1040.41 [11:50]
1	11:50	12:0	1.050	0.616	13.117	0.6060	1048.99 [12:0]

表 2-6-6 (3) 調整池容量解析結果

最高水位 H = 16.903

日	時:分	時:分	(mm) 雨量	(m <sup>3</sup> /秒) 流量	(m) 水位	(m <sup>3</sup> /秒) 流出量	(m <sup>3</sup> ) 容量 [時:分]
1	12:0	12:10	1.060	0.622	13.120	0.6128	1057.09 [12:10]
1	12:10	12:20	1.080	0.634	13.123	0.6218	1067.36 [12:20]
1	12:20	12:30	1.090	0.640	13.126	0.6295	1076.19 [12:30]
1	12:30	12:40	1.110	0.652	13.129	0.6390	1086.94 [12:40]
1	12:40	12:50	1.120	0.657	13.132	0.6470	1095.76 [12:50]
1	12:50	13:0	1.140	0.669	13.135	0.6565	1106.76 [13:0]
1	13:0	13:10	1.150	0.675	13.138	0.6646	1115.58 [13:10]
1	13:10	13:20	1.170	0.687	13.141	0.6742	1126.58 [13:20]
1	13:20	13:30	1.190	0.699	13.144	0.6848	1138.30 [13:30]
1	13:30	13:40	1.200	0.704	13.147	0.6934	1147.61 [13:40]
1	13:40	13:50	1.220	0.716	13.151	0.7034	1158.60 [13:50]
1	13:50	14:0	1.240	0.728	13.154	0.7141	1170.57 [14:0]
1	14:0	14:10	1.260	0.740	13.158	0.7253	1182.77 [14:10]
1	14:10	14:20	1.280	0.751	13.162	0.7368	1194.99 [14:20]
1	14:20	14:30	1.300	0.763	13.165	0.7486	1207.91 [14:30]
1	14:30	14:40	1.320	0.775	13.169	0.7604	1220.60 [14:40]
1	14:40	14:50	1.350	0.793	13.174	0.7749	1235.71 [14:50]
1	14:50	15:0	1.370	0.804	13.178	0.7881	1250.09 [15:0]
1	15:0	15:10	1.390	0.816	13.182	0.8006	1263.26 [15:10]
1	15:10	15:20	1.420	0.834	13.187	0.8155	1278.85 [15:20]
1	15:20	15:30	1.440	0.845	13.191	0.8290	1292.99 [15:30]
1	15:30	15:40	1.470	0.863	13.196	0.8445	1309.06 [15:40]
1	15:40	15:50	1.500	0.881	13.201	0.8611	1326.10 [15:50]
1	15:50	16:0	1.530	0.898	13.207	0.8782	1343.63 [16:0]
1	16:0	16:10	1.560	0.916	13.212	0.8957	1361.15 [16:10]
1	16:10	16:20	1.590	0.934	13.217	0.9133	1378.91 [16:20]
1	16:20	16:30	1.620	0.951	13.223	0.9310	1396.68 [16:30]
1	16:30	16:40	1.660	0.975	13.229	0.9515	1417.34 [16:40]
1	16:40	16:50	1.690	0.992	13.235	0.9707	1436.32 [16:50]
1	16:50	17:0	1.730	1.015	13.241	0.9919	1457.22 [17:0]
1	17:0	17:10	1.770	1.039	13.248	1.0144	1479.10 [17:10]
1	17:10	17:20	1.810	1.063	13.254	1.0374	1501.45 [17:20]
1	17:20	17:30	1.850	1.086	13.261	1.0610	1523.81 [17:30]
1	17:30	17:40	1.890	1.110	13.268	1.0846	1546.41 [17:40]
1	17:40	17:50	1.940	1.139	13.276	1.1111	1571.43 [17:50]
1	17:50	18:0	1.990	1.169	13.284	1.1393	1597.89 [18:0]

表 2-6-6 (4) 調整池容量解析結果

最高水位 H = 16.903

日	時:分	時:分	(mm) 雨量	(m <sup>3</sup> /秒) 流量	(m) 水位	(m <sup>3</sup> /秒) 流出量	(m <sup>3</sup> ) 容量 [時:分]
1	18:0	18:10	2.040	1.198	13.292	1.1682	1624.84 [18:10]
1	18:10	18:20	2.100	1.233	13.301	1.2003	1654.69 [18:20]
1	18:20	18:30	2.160	1.268	13.310	1.2342	1688.75 [18:30]
1	18:30	18:40	2.220	1.304	13.320	1.2690	1717.29 [18:40]
1	18:40	18:50	2.280	1.339	13.329	1.3042	1748.83 [18:50]
1	18:50	19:0	2.350	1.380	13.340	1.3426	1782.79 [19:0]
1	19:0	19:10	2.420	1.421	13.351	1.3829	1818.44 [19:10]
1	19:10	19:20	2.500	1.468	13.362	1.4267	1856.75 [19:20]
1	19:20	19:30	2.590	1.521	13.375	1.4756	1898.93 [19:30]
1	19:30	19:40	2.730	1.603	13.392	1.5425	1955.61 [19:40]
1	19:40	19:50	2.920	1.715	13.415	1.6336	2031.86 [19:50]
1	19:50	20:0	3.120	1.832	13.442	1.7403	2119.72 [20:0]
1	20:0	20:10	3.330	1.956	13.470	1.8579	2214.10 [20:10]
1	20:10	20:20	3.550	2.085	13.500	1.9835	2312.84 [20:20]
1	20:20	20:30	3.760	2.208	13.530	2.1100	2410.12 [20:30]
1	20:30	20:40	3.920	2.302	13.555	2.2196	2492.91 [20:40]
1	20:40	20:50	4.130	2.426	13.582	2.3387	2581.00 [20:50]
1	20:50	21:0	4.350	2.555	13.610	2.4651	2673.21 [21:0]
1	21:0	21:10	4.580	2.690	13.638	2.5982	2768.80 [21:10]
1	21:10	21:20	4.820	2.831	13.670	2.7138	2873.82 [21:20]
1	21:20	21:30	5.070	2.978	13.708	2.8266	2988.90 [21:30]
1	21:30	21:40	5.290	3.107	13.749	2.9426	3132.44 [21:40]
1	21:40	21:50	5.480	3.219	13.789	3.0535	3265.25 [21:50]
1	21:50	22:0	5.690	3.342	13.831	3.1660	3405.32 [22:0]
1	22:0	22:10	5.930	3.483	13.878	3.2859	3559.64 [22:10]
1	22:10	22:20	6.200	3.642	13.931	3.4163	3734.51 [22:20]
1	22:20	22:30	6.510	3.824	13.992	3.5623	3935.25 [22:30]
1	22:30	22:40	6.870	4.035	14.060	3.7652	4158.45 [22:40]
1	22:40	22:50	7.300	4.288	14.135	3.9802	4408.25 [22:50]
1	22:50	23:0	7.830	4.599	14.225	4.2296	4705.18 [23:0]
1	23:0	23:10	8.480	4.981	14.335	4.5286	5066.40 [23:10]
1	23:10	23:20	9.340	5.486	14.475	4.9055	5528.41 [23:20]
1	23:20	23:30	10.530	6.186	14.665	5.3783	6154.77 [23:30]
1	23:30	23:40	12.340	7.249	14.944	6.0512	7075.52 [23:40]
1	23:40	23:50	15.680	9.211	15.418	7.1548	8640.85 [23:50]
1	23:50	0:0	28.430	16.701	16.903	9.9135	13541.11 [0:0]

必要容量  
V = 13,550 m<sup>3</sup>  
最大放流量 m<sup>3</sup>/s  
Q = 9.914 m<sup>3</sup>/s < 10.042  
最高水位  
H = 16.903m < 17.000m

表 2-6-6 (5) 調整池容量解析結果

最高水位 H = 16.903

日	時:分	-	時:分	(mm) 雨量	(m <sup>3</sup> /秒) 流量	(m) 水位	(m <sup>3</sup> /秒) 流出量	(m <sup>3</sup> ) 容量 [時:分]
2	0:0		0:10	0.000	0.000	16.603	9.3313	12551.43 [0:10]
2	0:10		0:20	0.000	0.000	16.303	8.8235	11561.56 [0:20]
2	0:20		0:30	0.000	0.000	16.003	8.3029	10571.68 [0:30]
2	0:30		0:40	0.000	0.000	15.703	7.7488	9581.80 [0:40]
2	0:40		0:50	0.000	0.000	15.403	7.1236	8591.92 [0:50]
2	0:50		1:0	0.000	0.000	15.103	6.4302	7602.04 [1:0]
2	1:0		1:10	0.000	0.000	14.803	5.7143	6612.16 [1:10]
2	1:10		1:20	0.000	0.000	14.503	4.9806	5622.28 [1:20]
2	1:20		1:30	0.000	0.000	14.203	4.1688	4632.40 [1:30]
2	1:30		1:40	0.000	0.000	13.903	3.3483	3642.52 [1:40]
2	1:40		1:50	0.000	0.000	13.603	2.4364	2652.64 [1:50]
2	1:50		2:0	0.000	0.000	13.303	1.2091	1662.76 [2:0]
2	2:0		2:10	0.000	0.000	13.134	0.6539	1103.59 [2:10]
2	2:10		2:20	0.000	0.000	13.033	0.3951	788.78 [2:20]
2	2:20		2:30	0.000	0.000	12.979	0.2576	593.04 [2:30]
2	2:30		2:40	0.000	0.000	12.940	0.1774	462.46 [2:40]
2	2:40		2:50	0.000	0.000	12.912	0.1274	371.11 [2:50]
2	2:50		3:0	0.000	0.000	12.892	0.0947	304.53 [3:0]

(8) 調整池の計画堆砂量の算出

- 堆積年数は、1年間とする。
- 設計堆積土砂量に 150m<sup>3</sup>/ha/年とする。
- 造成面積 A = 10.24ha

$$V = 10.24\text{ha} \times 150\text{m}^3/\text{ha} = 1536\text{m}^3$$

$$V_0 = 1135.5 \times 1.50\text{m} = 1703\text{m}^3 > 1536\text{m}^3 \dots\dots \text{OK}$$

A<sub>0</sub> = 1105  
A<sub>H</sub> = 1307 ] → A = 1206

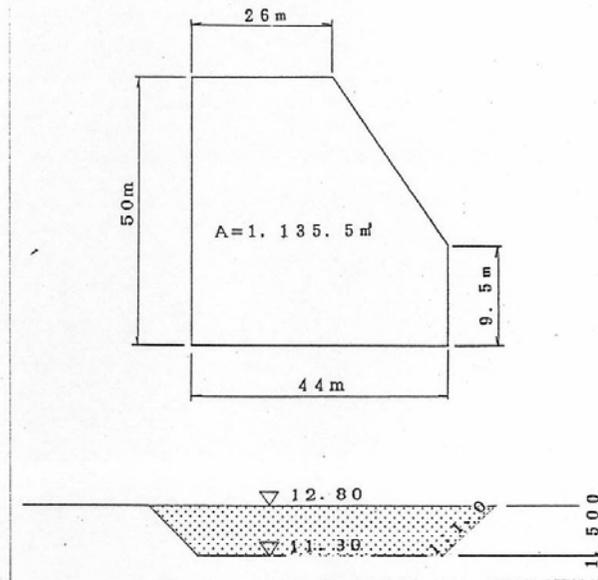


図 2-6-11 沈砂池の形状

(9) 余水吐の計算

100年に1回起きると算定される1.44倍の数値を流下しうる断面を計画する。

$$I_{100} = \frac{884}{t^{0.5} + 1.53} = 188.4 \text{ mm/hr} \quad t = 10 \text{ 分}$$

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \times 1.44$$

$$= \frac{1}{360} \times 0.800 \times 188.4 \times 44.06 \times 1.44$$

$$= 26.563 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$Q = C \cdot L \cdot H^{3/2}$$

$$= 1.8 \times L \times 0.4^{3/2}$$

$$L = 58.333 \div 60.0 \text{ m}$$

よって、余水吐はL=60mにて計画する。

余水吐の断面は図2-6-12に示す形状とする。

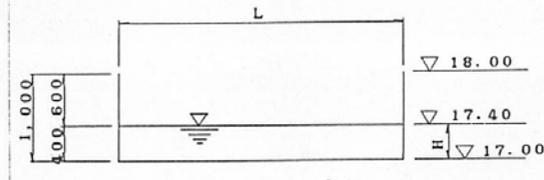
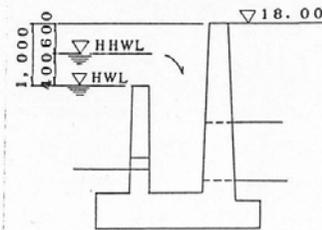


図2-6-12 余水吐の断面

(10) 放流函渠の計算

余水吐流出量Q=26.563m<sup>3</sup>/sを放流する断面に改修する。

新設断面検討 (2連Boxカルバート)

$$A' = 3.000 \times 1.600 = 4.80 \text{ m}^2$$

$$P' = 1.600 \times 2 + 3.000 = 6.20 \text{ m}$$

$$R' = A' / P' = 4.80 / 6.20 = 0.774$$

$$R'^{2/3} = 0.843$$

$$I' = 0.6 \%$$

$$I'^{1/2} = 0.077$$

$$V' = 1/n \times R'^{2/3} \times I'^{1/2}$$

$$= 1/0.02 \times 0.843 \times 0.077$$

$$= 2.82 \text{ m/sec}$$

$$Q' = A' \times V'$$

$$= 4.80 \times 2.82 = 13.536 \text{ m}^3/\text{sec}$$

$$\Sigma Q = Q' \times 2$$

$$= 13.536 \times 2 = 27.072 \text{ m}^3/\text{sec} > 26.563 \text{ m}^3/\text{sec} \quad \text{OK}$$

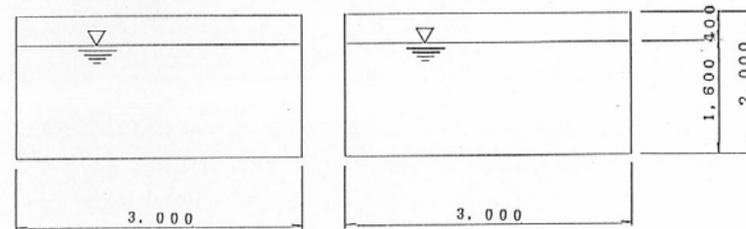


図2-6-13 現設横断部の断面

(11) 洪水調整池の構造

洪水調整池は図2-6-14に示したように、コンクリート擁壁(H=7.6m)とする。

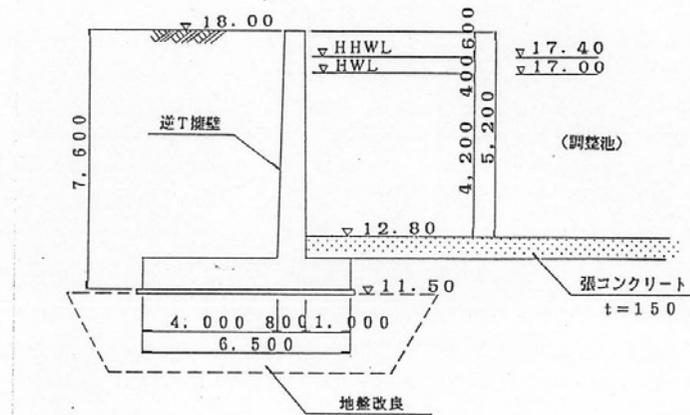


図2-6-14 洪水調整池の構造

2-6-5 地下水排水管

埋立地外の斜面から浸透した雨水や地下水が埋立地内へ流入するのを防止するため、埋立地底面部および斜面に地下水集排水設備を設ける。

(1) 地下水湧水集排水管の構造と配置

埋立地底部および法面小段に設ける地下水湧水集排水管の構造は、表面遮水工下部に有孔管による管暗渠方式とし、管の周囲は単粒度碎石で被覆する。

埋立地から洪水調整池までの地下水排水管の構造は無孔管とする。以下にその断面決定根拠を示し、表2-6-7に仕様を示す。また、地下水管の標準的な構造を図2-6-15に示す。

廃棄物最終処分場指針解説(P.88)に示されるように、一般には計算を行わず、経験的実施例から決定されることが多い。そこで、「廃棄物最終処分場シャ土工」(全国都市清掃会議・廃棄物処理技術開発センター)の例から、本管は上流部φ200、下流部φ300、枝管はφ150とする。

表2-6-7 地下水管の仕様

名称	仕様		管径	備考
	材質	被覆構造		
地下水管	硬質塩ビ管 (有孔管)	単粒度碎石被覆	φ300mm	本管 (底面)
			φ200mm	
			φ150mm	枝面 (法面・小段)

別紙 5 : 浸出水処理施設修繕履歴 (平成 18 年度)

修 理 履 歴	
6月	脱窒槽攪拌ブロワー (No. 1、No. 3) バタフライバルブ交換
7月	曝気ブロワー (No. 1) インバータ交換
	調整槽ポンプ (No. 1) 交換
8月	凝集沈澱槽汚泥引抜ポンプ交換
9月	濃縮槽汚泥移送ポンプ設置不良による修繕
10月	鯉池ウォーターポンプ整備
	攪拌ブロワー用ゴムフレキ修繕
11月	高分子凝集剤薬注ポンプ (No. 1) 取替
	調整槽ポンプ (No. 2) 交換
1月	電磁弁 (No. 16) 交換
2月	キレート樹脂塔電磁弁 (No. 47) 交換
	西谷及び中谷遮断弁 現場開閉スイッチ設置
	活性炭吸着塔 (No. 1) 電磁弁 (No. 28) 交換
3月	ブロワー (脱窒槽攪拌・曝気・攪拌・逆洗) 用バタフライバルブ交換
	濃縮槽ディフューザー交換

別紙 6 : 浸出水処理施設薬品使用量 (平成 18 年度)

【単位 : m<sup>3</sup>(搬入量薬品) ; kg(溶解量薬品)】

	搬入量薬品				溶解量薬品				搬入量薬品
	メタノール	塩化第二鉄	希硫酸	苛性ソーダ	脱水助剤	高分子凝集剤	リン酸	滅菌剤	灯油
4月	2.96	1.28	0.38	3.28	6.10	19.25	21.57	60	1.24
5月	3.53	1.50	0.52	4.20	8.85	20.60	23.92	60	0.65
6月	2.92	1.22	0.41	3.55	7.30	17.45	22.05	70	0.00
7月	2.96	1.66	0.61	4.55	8.80	19.05	23.40	85	0.00
8月	3.16	1.31	0.39	3.70	9.95	16.25	20.92	75	0.00
9月	3.55	1.54	0.44	4.15	3.40	21.70	27.80	95	0.00
10月	3.82	1.64	0.51	4.30	9.50	20.05	27.62	105	0.00
11月	2.85	1.16	0.39	3.13	7.90	18.25	20.60	70	0.00
12月	2.41	0.94	0.36	2.54	7.18	16.50	19.05	55	1.40
1月	2.52	1.81	0.36	2.52	9.20	17.85	18.35	50	3.78
2月	1.48	0.58	0.22	1.66	7.65	9.65	12.60	25	2.37
3月	1.78	0.64	0.25	1.97	2.80	11.90	14.85	30	2.55
合計	33.94	15.28	4.84	39.55	88.63	208.50	252.73	780	11.99

別紙7：水質検査結果



分析証明書番号(水) No.702110-1

平成19年 3月 7日

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 殿

分 析 証 明 書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所登録番号第10054号  
 作業環境測定機関登録第27-34号  
 株式会社ガンマ分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181(代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

結果報告書

不燃物リサイクルセンター浸出水処理施設保守点検業務委託

水質分析

平成19年 03月 07日

計量証明事業所登録番号第10054号  
 濃度大阪府知事登録第10138号  
 騒音  
 作業環境測定機関登録第27-34号  
 大阪府労働基準局登録  
 株式会社ガンマ分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181(代)  
 FAX(06)6399-7231

受付月日	平成19年 2月 26日	採取者	河本
採取月日	平成19年 2月 26日	採取時間	9:27
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター		
品名	沈砂槽		
試料名	分析の方法		
水温	℃	16.9	-
水素イオン濃度(17℃)	pH	7.7	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/l	12	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量	mg/l	8.0	JIS K 0102 17
浮遊物質	mg/l	7.0	報告第59号付表8
窒素含有量	mg/l	14.4	JIS K 0102 45.2
燐含有量	mg/l	0.06	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素	mg/l	1.5	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素	mg/l	5.3	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素	mg/l	0.42	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素	mg/l	7.2	JIS K 0102 43.2.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	1未満	報告第64号付表4
塩化物イオン	mg/l	620	JIS K 0102 35.1
カルシウム	mg/l	180	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物	mg/l	2160	JIS K 0102 14.2
M-アルカリ度	mgCaCO <sub>3</sub> /l	260	JIS K 0102 15.1
硫酸イオン	mg/l	60	JIS K 0102 41.2
電気伝導率(25℃)	μ S/cm	3520	JIS K 0102 13
水銀及び鉛以外の重金属	mg/l	0.0005未満	報告第59号付表1
フェノール類含有量	mg/l	0.01未満	JIS K 0102 28.1.2
銅含有量	mg/l	0.01未満	JIS K 0102 52.2
鉄含有量	mg/l	1.1	JIS K 0102 57.2
亜鉛含有量	mg/l	0.08	JIS K 0102 53.1
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	JIS K 0102 54.1
		環境計量士	責任者
		計量士登録番号第環 215号	
		清水	



分析証明書番号(水) No.702110-2

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第2734号  
 株式会社ガンマー分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番3号  
 TEL(06)6399-4181 (代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日 採取者:河本	
採取月日	平成19年 2月26日 9:42	
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	計量槽	
試料名	分析の方法	
水温 ℃	16.7	-
水素イオン濃度(17℃) pH	8.3	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量 mg/l	4.4	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量 mg/l	7.5	JIS K 0102 17
浮遊物質量 mg/l	17	報告第59号付表8
窒素含有量 mg/l	11.5	JIS K 0102 45.2
燐含有量 mg/l	0.05	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素 mg/l	0.76	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素 mg/l	0.67	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素 mg/l	0.37	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素 mg/l	9.7	JIS K 0102 43.2.2
塩化物イオン mg/l	580	JIS K 0102 35.1
カルシウム mg/l	150	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物 mg/l	1930	JIS K 0102 14.2
M-アルカリ度 mgCaCO <sub>3</sub> /l	190	JIS K 0102 15.1
硫酸イオン mg/l	78	JIS K 0102 41.2
電気伝導率(25℃) μS/cm	3190	JIS K 0102 13
水銀及び鉛以外の重金属 mg/l	0.0005未満	報告第59号付表1
フェノール類含有量 mg/l	0.01未満	JIS K 0102 28.1.2
銅含有量 mg/l	0.01	JIS K 0102 52.2
鉄含有量 mg/l	1.7	JIS K 0102 57.2
亜鉛含有量 mg/l	0.05	JIS K 0102 53.1
鉛及びその化合物 mg/l	0.01未満	JIS K 0102 54.1
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水 東		



分析証明書番号(水) No.702110-3

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第2734号  
 株式会社ガンマー分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番3号  
 TEL(06)6399-4181 (代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日 採取者:河本	
採取月日	平成19年 2月26日 10:03	
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	A系酸化槽・出口	
試料名	分析の方法	
水温 ℃	16.9	-
水素イオン濃度(17℃) pH	8.5	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量 mg/l	1.6	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量 mg/l	4.8	JIS K 0102 17
浮遊物質量 mg/l	5.8	報告第59号付表8
窒素含有量 mg/l	11.9	JIS K 0102 45.2
燐含有量 mg/l	0.12	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素 mg/l	1.2	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素 mg/l	0.11	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素 mg/l	0.01未満	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素 mg/l	10.6	JIS K 0102 43.2.2
塩化物イオン mg/l	600	JIS K 0102 35.1
カルシウム mg/l	140	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物 mg/l	1950	JIS K 0102 14.2
電気伝導率(25℃) μS/cm	3270	JIS K 0102 13
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水 実		



分析証明書番号 (水) No.702110-4

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第215号  
 株式会社ガンマ分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181 (代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日 採取者:河本	
採取月日	平成19年 2月26日 9:57	
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	A系硝化槽・出口	
試料名	分析の方法	
水温	℃ 15.9	-
水素イオン濃度(16℃)	pH 8.4	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/l 1未満	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量	mg/l 4.6	JIS K 0102 17
浮遊物質	mg/l 5.8	報告第59号付表8
窒素含有量	mg/l 12.2	JIS K 0102 45.2
燐含有量	mg/l 0.09	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素	mg/l 0.93	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素	mg/l 0.07	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素	mg/l 0.01未満	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素	mg/l 11.2	JIS K 0102 43.2.2
塩化物イオン	mg/l 600	JIS K 0102 35.1
カルシウム	mg/l 130	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物	mg/l 1970	JIS K 0102 14.2
電気伝導率(25℃)	μS/cm 3310	JIS K 0102 13
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水 実		



分析証明書番号 (水) No.702110-5

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第215号  
 株式会社ガンマ分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181 (代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日 採取者:河本	
採取月日	平成19年 2月26日 10:10	
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	A系沈澱槽上澄	
試料名	分析の方法	
水温	℃ 15.0	-
水素イオン濃度(15℃)	pH 8.0	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/l 2.1	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量	mg/l 6.3	JIS K 0102 17
浮遊物質	mg/l 2.9	報告第59号付表8
窒素含有量	mg/l 3.2	JIS K 0102 45.2
燐含有量	mg/l 0.09	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素	mg/l 0.80	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素	mg/l 0.20	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素	mg/l 0.01未満	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素	mg/l 2.2	JIS K 0102 43.2.2
塩化物イオン	mg/l 600	JIS K 0102 35.1
カルシウム	mg/l 130	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物	mg/l 1890	JIS K 0102 14.2
電気伝導率(25℃)	μS/cm 3290	JIS K 0102 13
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水 実		



分析証明書番号(水) No.702110-6

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第215号  
 株式会社ガンマー分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181(代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日	採取者: 河本
採取月日	平成19年 2月26日	10:24
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	ろ過原水槽	
試料名	分析の方法	
水温	13.8	-
水素イオン濃度(14℃)	6.9	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量	1未満	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量	6.0	JIS K 0102 17
浮遊物質	1未満	報告第59号付表8
窒素含有量	6.6	JIS K 0102 45.2
燐含有量	0.05	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素	0.73	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素	0.07	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素	0.01未満	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素	5.8	JIS K 0102 43.2.2
塩化物イオン	670	JIS K 0102 35.1
カルシウム	69	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物	2090	JIS K 0102 14.2
電気伝導率(25℃)	3670	JIS K 0102 13
水銀及び鉛以外の鉛以外の鉛含有物	0.0005未満	報告第59号付表1
フェノール類含有量	0.01未満	JIS K 0102 28.1.2
銅含有量	0.01未満	JIS K 0102 52.2
鉄含有量	0.32	JIS K 0102 57.2
亜鉛含有量	0.01未満	JIS K 0102 53.1
鉛及びその化合物	0.01未満	JIS K 0102 54.1
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水		



分析証明書番号(水) No.702110-7

平成19年 3月 7日

## 分析証明書

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 御中

計量証明事業所 登録番号 第10054号  
 作業環境測定機関 第215号  
 株式会社ガンマー分析センター  
 〒532-0005  
 大阪市淀川区三国本町2丁目10番13号  
 TEL(06)6399-4181(代表)  
 FAX(06)6399-7231

下記の通り御報告致します。

受付月日	平成19年 2月26日	採取者: 河本
採取月日	平成19年 2月26日	10:32
採取場所	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター	
品名	処理水槽	
試料名	分析の方法	
水温	13.1	-
水素イオン濃度(13℃)	7.1	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量	1未満	JIS K 0102 21-32.3
化学的酸素要求量	1.8	JIS K 0102 17
浮遊物質	1未満	報告第59号付表8
窒素含有量	6.0	JIS K 0102 45.2
燐含有量	0.05未満	JIS K 0102 46.3.3
有機体窒素	0.5未満	JIS K 0102 44.2
アンモニウムイオン性窒素	0.05未満	JIS K 0102 42.2
亜硝酸イオン性窒素	0.01未満	JIS K 0102 43.1.1
硝酸イオン性窒素	5.8	JIS K 0102 43.2.2
ノルマルヘキサン抽出物含有量	1未満	報告第64号付表4
塩化物イオン	670	JIS K 0102 35.1
カルシウム	60	JIS K 0102 50.2
全蒸発残留物	2000	JIS K 0102 14.2
M-アルカリ度	44	JIS K 0102 15.1
硫酸イオン	210	JIS K 0102 41.2
電気伝導率(25℃)	3620	JIS K 0102 13
水銀及び鉛以外の鉛以外の鉛含有物	0.0005未満	報告第59号付表1
フェノール類含有量	0.01未満	JIS K 0102 28.1.2
銅含有量	0.01未満	JIS K 0102 52.2
鉄含有量	0.15	JIS K 0102 57.2
亜鉛含有量	0.01未満	JIS K 0102 53.1
鉛及びその化合物	0.01未満	JIS K 0102 54.1
以下 余 白		
環境計量士		責任者
計量士登録番号第環 215号		
清水		



